

令和4年第4回定例会（第2号）

令和4年12月7日（水曜日）午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 一般質問
日程第 3 議案第49号七飯町学童保育クラブ条例の一部改正撤回の件について
日程第 4 議案第47号 七飯町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定
日程第 5 議案第59号 七飯町個人情報保護法施行条例の制定について
日程第 6 議案第60号 七飯町個人情報保護審査会条例の制定について
日程第 7 議案第61号 七飯町草地畜産基盤整備事業分担金徴収に関する条例の制定について
日程第 8 議案第62号 公共施設等の年末年始休日の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 9 議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第10 議案第64号 七飯町水道事業給水条例及び七飯町公共下水道条例の一部改正について

○出席議員（17名）

議 長	18番	木 下 敏	副 議 長	17番	青 山 金 助
	1番	横 田 有 一		2番	神 崎 和 枝
	3番	平 松 俊 一		4番	池 田 誠 悦
	5番	田 村 敏 郎		6番	稲 垣 明 美
	7番	畑 中 静 一		8番	長谷川 生 人
	9番	上 野 武 彦		10番	坂 本 繁
	12番	中 島 勝 也		13番	川 村 主 税
	14番	江 口 勝 幸		15番	若 山 雅 行
	16番	川 上 弘 一			

○欠席議員（1名）

11番 澤 出 明 宏

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 杉 原 太

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長	宮 田 東	総 務 課 長	中 村 雄 司
財 政 課 長	青 山 栄久雄	情 報 防 災 課 長	庭 田 昌 輝
政 策 推 進 課 長	花 卷 亘	税 務 課 長	佐 藤 恵美子
会 計 課 長	関 口 順 子	住 民 課 長	清 野 真 里
環 境 生 活 課 長	福 川 晃 也	福 祉 課 長	村 山 徳 收
子 育 て 支 援 課 長	川 崎 恵 子	健 康 推 進 課 長	岩 上 剛

商工労働観光課長	磯場嘉和	農林水産課長	村上宏樹
土木課長	笠原泰之	都市住宅課長	川島篤実
上下水道課長	池田晃		

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育総務課長	倍 楼 司	学校教育課長	柴 田 憲
生涯教育課長	竹 内 圭 介	学校給食センター長	福 永 崇 弘
スポーツ振興課長	高 橋 雅 貴		

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 赤 石 旭

○本会議の書記

事 務 局 長	広 部 美 幸	書 記	山 本 翔 大
書 記	三 浦 蒼 生	情 報 管 理 係	真 勢 隆 幸
情 報 管 理 係	石 岡 洸 樹		

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

7 番 畑 中 静 一

8 番 長 谷 川 生 人

午前10時00分 開議

開 議 宣 告

○議長（木下 敏） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和4年第4回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

澤出明宏議員から、本日の会議を欠席する届出がありました。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

7番 畑 中 静 一 議員

8番 長谷川 生 人 議員

以上2議員を指名いたします。

日程第2

一般質問

○議長（木下 敏） 日程第2 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

上野武彦議員。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） それでは、通告に従いまして、3問質問させていただきます。

最初の質問は、ネイチャーセンターの運営の改善をということでございます。

大沼公園駅から線路沿いの道を森町方向へ約100メートルほど行ったところ、その道を左折し線路を渡ったところに、町が公園財団から引き継いだ建物にネイチャーセンターが開設されております。

この間に大沼、小沼、じゅん菜沼がラムサ-

ール条約の湿地に認定されて10年になります。このネイチャーセンターは環境保全の活動や大沼自然環境の魅力を観光客に伝える活動など、大沼観光に大きな役割を果たせるものと考えております。しかし、現状では多くの観光客はこのネイチャーセンターの存在すら知らされておりません。

そこで、以下の点について改善できないか、お伺いいたします。

1点目、ネイチャーセンターの場所や活動を知らせるチラシやリーフなどを発行する考えはないか。

2点目、ネイチャーセンターへ誘導する標識を設置できないか。

3点目、大沼国際交流プラザ、大沼国際セミナーハウス、道の駅なないろ・ななえなどにネイチャーセンターのチラシやラムサール条約のリーフなどを置く考えはないか。

4点目、土日、祝日などを休日にして、観光客が利用できない状況を改善できないか。

5点目、ネイチャーセンターに観光客用の駐車スペースを設置できないか。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（福川晃也） それでは、御答弁申し上げます。

1点目から3点目ですが、ネイチャーセンターにつきましては、資料等の展示や自然保護に関する教育活動や研究活動の支援など、人と自然との触れ合いを推進する自然環境活動の拠点施設として、令和4年2月に開館しており、町ホームページを中心に施設を御紹介しているところであります。

また、開館に当たりテレワーク交付金を活用し、テレワークに対応した環境を整備しており、ワーケーションに利用できる施設として、大沼ネイチャーセンターを紹介しているリーフレットを大沼国際交流プラザ、大沼国際セミナーハウス、道の駅なないろ・ななえ、北海道大沼婦人会館、鹿部町道の駅、近隣宿泊施設・観光施設、それから北海道や北海道開発局が主催するワーケーションイベントや総合観光

イベントであります。ツーリズムEXPOジャパンや移住相談者への個別配布などで配布をしているところでもあります。

引き続きネイチャーセンターの利用促進を図るため、SNSやリーフレット、案内看板などによるPRについて検討してまいります。

4点目ですが、ネイチャーセンターは、環境生活課自然環境係が配置されており、開館に当たっては、現在は職員が管理している状況から、利用ニーズや勤務体制の確立、併せて公共施設の休日の在り方などを踏まえて検討してまいりたいと考えております。

5点目ですが、ネイチャーセンターは、地域の皆様の利用される交通路に面して立地しており、地域の通行や除雪等に支障を来す恐れもあることから、駐車場の整備は予定しておりませんが、近傍には、整備された南大沼駐車場やJR大沼公園駅にほど近いことなどから、現状により対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 答弁いただいております。チラシとかそういったものは、ある程度近隣の観光客が訪れる施設に置いているという御答弁でした。

これは、今後もそういうふうに積極的な活動をしていただきたいわけでもありますけれども、実際に大沼のネイチャーセンター、例えば年間どのくらい、今現在、観光客などが訪れているのか、その辺について把握していたら教えていただきたいと思います。開設以来増えてきているのかどうか、その辺、十分な観光客が来ているとはちょっと思えませんので、その辺について把握している状況をお知らせいただければと思います。

それから、土日、祝日、営業していない件については、町職員が管理しているということで、そういうことでなかなか対応できないということですが、ぜひ検討して、祝日などの対応を考えていただきたい。それは、町職員でなくても、土日、祝日だけ、そういった体制が取れる町職員以外の職員を雇用するというこ

とを含めて検討して、ぜひ改善すべきことではないかと思っておりますので、これは何とか実現していただきたいと思っております。

また、駐車スペースの問題は、私も現地へ行ってみて、職員の車を止める場所すら、駐車できるようなあれではなく、草が生えているような状況の中に駐車しているというような状況もありますけれども、このネイチャーセンターの周囲の土地がどのくらいの状況で確保されているのか、例えば職員の車を置くスペースの問題とか、観光客が車で来た場合は何台くらいまで置けるスペースがあるのか、ないのかも含めて、今の答弁では、設置しないという方向なのですけれども、その辺もう少し分かるように説明をお願いします。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（福川晃也） 再質問に御答弁させていただきます。

まず、来館者数でございますが、先ほど御答弁申し上げましたとおり、ネイチャーセンターは開設が令和4年2月ということでございます。まだ1年経過していない状況でございますが、近年の新型コロナウイルス感染症の問題等もありまして、おおむね月に大体40名程度の来館がございます。

また、この40名の把握につきましては、館内に設置しております来館者名簿に御記入いただいた数字ということで御理解いただきたいと思います。そういった状況でございますので、例えば教育、それから研究関係で御来館いただいた方につきましては、記載がないケースも多々ございますので、そのあたりは御理解をいただきたいと思っております。

それから、土日等の開館についてでございますが、これも先ほど御答弁申し上げましたとおり、利用ニーズや勤務体制、それから、例えば職員が常駐しないようなケースも含め、公共施設の休日の在り方など御提案申し上げている部分もございますので、こういったものを踏まえながら検討してまいりたいということで、御理解をいただきたいと思っております。

それから、駐車場の関係でございます。皆様

御存じのとおり、ネイチャーセンターは、大沼にありました自然公園財団から譲渡を受けているものでございまして、下の土地につきましても同様に活用させていただいているところでございます。

また、これも先ほど御答弁いたしました、駐車場の整備するという考え方ではなくて、できる限り自然のまま活用していくということを考えているところでございます。

駐車場のスペースにつきまして、例えば職員の駐車場スペースは、実はネイチャーセンター向かいの道路を挟みまして、反対側に車庫、こちらのほうも譲渡を受けて利用してございますので、そちらのほうに職員は駐車できるスペースを確保すると。

また、ネイチャーセンターにつきましては、駐車場の区画を整備してございませませんが、五、六台程度の自家用車は駐車できるようなスペースがございまして、また、その土地につきましても、必要な部分の草刈り等の対応もしてございまして、これも含めて、近隣の南大沼駐車場などを併せて御利用いただきたいということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 2問目に行きます。

2問目は、福祉灯油についてであります。

今年は物価が高騰しております、生活環境が非常に厳しい中で冬の迎えようとしているわけですが、灯油の価格が今年は高騰しまして、平均価格で昨年よりも12円以上上がっていると言われております。

11月17日現在で、生協価格の灯油がリッター122円という状況になっております。これは一般的な標準の価格と見られているわけですが、七飯町内ではこれよりも安い価格で販売しているスタンドもあります。

そこで、以下の点について改善する考えはないか伺います。

1点目、有資格者全員へ申請の案内と申込用紙を郵送する取組ができないか。

2点目、50%以上の自治体が1万円以上の

福祉灯油を支給している中で、七飯町は5,000円だけであるが、1万円に引き上げる考えはないか。

3点目、役場に申請に行けない事情がある対象者には、本人から電話で申し込みを受け、役場職員が自宅に訪問して受け付ける取組ができないか。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目についてでございますが、この制度開始の平成27年度から令和2年度までの平均申請率は51.5%、令和3年度は60.4%、令和4年度は、11月30日現在で41.9%であり、事業終了時には約70%と推計され、年々申請率が向上していることから、引き続き窓口申請受理の方法により実施したいと考えております。

次に、2点目についてでございますが、高止まりが続く現在の灯油価格は、議員おっしゃるとおり、現在、121.6円であり、福祉灯油等助成事業条例施行時の灯油価格111.6円と比較し、約8.9ポイント上昇していることから、助成額を見直すべき要素であると捉えております。

一方で、低廉な灯油価格期間においても助成を実施することを条例で規定しておりますので、灯油価格を含め、物価高が続く現状を見定め、助成額の増額については、今後の検討課題であると考えております。

次に、3点目についてでございますが、申請に行くことが困難な方への対応については、民生委員や地域包括支援センター、相談支援事業所などの福祉事業所職員などの方など、身近にいる方が申請書を窓口へ届け出るなどの援助をしております。

また、電話により申請書の郵送を希望する方については、その際に実態を把握し、郵送する対応も行っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 従来の申請率が高くても60%、50%台、40%台というような状況であるということですが、今年度、受給可能な対象者は町内に何人いて、今年は何人分、幾らを予算化しているのか。

それから、従来どおり、広報に載せているからというようなやり方で今年もやろうとしているのか。私が言ったように、これまでは継続して申し込んでいる人もいると思うのです。有資格者ということ。そういう有資格者で、これまで何度も申請して受給している人々には、自動的に支給を実行すべきではないかと思いますが、その辺についてどうなのか、一つお伺いしたい。

それから、これまで受給しなかった対象者、こういった人たちは、例えば広報を見ていないとか、いろいろな情報不足の中で支給を受けていない場合もあると考えられるわけです。最初の頃は、町もそういう対象者全員に案内の文書を送っているけれども、それはやらなくなって、広報だけになったということですので、これは、特に、有資格者でもこれまで受給しなかったような対象者には、申込用紙とか案内を送るという取組ができないのか、それについて伺いたい。

それから、先ほど本人が来られないような場合には、町は本人のところに出向いて対応することもやっているような答弁になっておりましたけれども、実際は、誰がそれをやって、どのくらいそういった形の受給があったのか、その実態をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） それでは、まず、今年度の対象となる世帯数と現在の予算についてお答えいたします。

今年度の対象世帯数でお答えさせていただきますが、1,682世帯でございます。現在、予算措置している世帯数については860世帯分。そして、本定例会に補正としまして、プラス310世帯分を今回提案させていただいておりますので、そちらも含めれば1,170世帯

分という形でございます。

あと、対象者全員の分を自動的にという形の御質問であったかと思いますが、この条例については、非課税かつ高齢者世帯、障害者がいる世帯、独り親世帯という形でございます。

また、条件についても、例えば住民基本台帳がその住所にあった場合、例えば同じ住所、同じ住宅に2世帯で住まわれている方がいらっしゃる場合については、その部分を聞き取りしながら、片方が課税世帯であれば、そしてその課税世帯が燃料等を負担しているようであれば、この事業の対象にはならないという条例・規則になってございます。そういった部分で、こちらについては、課税者の方は助成の対象とならない制度でございますので、そういった部分で、丁寧に申請者の方から聞き取りをしながら助成のほうを決定させていただいていると。

そういう条例の制度でございますの、うちのデータだけではなかなか、非課税で高齢者世帯であっても、ほかの世帯、例えばお子さんの世帯と同居している場合、なおかつ住民票上世帯分離している場合については、なかなか実態が把握できないところでございますので、なかなか自動での決定というのは困難であると考えてございます。

3点目の職員等がどの程度申請のほうを扱っているかという件数でございますが、そちらについては、申請書のほうに誰が持ってきたかというカウントは、チェック項目がないものですから、その部分については、具体的な数字は押さえてございませんが、大体感覚的には、ほぼ毎日誰かが、どこかの事業所であったり、民生委員であったり職員であったりというのが、1日数件ずつ申請いただいている状況でございますので、そういった形でいろいろな者の援助を得ながら申請を受け付けているということでございますので、御理解願ひします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 今年度、対象世帯としては1,682世帯が考えられると。そういう中で

1,100世帯とか1,200世帯に満たない状況だと、予算が言われておりました。

この福祉灯油というのは、町が負担するばかりでなくて、道のほうでも負担をしているわけです。そうしますと、道のほうは半分負担しますので、町の負担は予算の半分で済むわけです。そういう中で、このような厳しい年に、より以上の努力をして、多くの対象者に支給できるよう努力すべきだと思うのです。その辺について、余り積極的な努力がされるようではないと見て取れました。

灯油については、北海道は特に暖房の中心になります。灯油を使用しているのは、暖房のうちの84%が灯油を利用していると言われております。そして、北海道でもそういった福祉灯油に対して50%近い補助をしているわけですから、これは何とか多くの人に届けるように努力をすべきではないかと思えます。

七飯町の福祉灯油、従来、1世帯当たりどのくらいの灯油が使われるのかという平均的な数字が出ておりますけれども、1世帯当たり1,417リッター、一冬に使われているという数字が出ておりますけれども、これは、生協価格122円で計算しますと、年間17万2,874円という金額になります。これは給湯だとか風呂だとか、そういうものにも使った部分ということになるわけですが、この17万3,000円近い灯油の使用がされている中で、今の福祉灯油、七飯町の5,000円、これはどのくらいになるかというところと40.98リッターにしかありません。しかも、この5,000円というのは、一般家庭での17万2,874円に對しまして2.9%なのです。これで本当に困窮する高齢者への援助と言えるのか、これについてもう少し認識を改めていただきたいと思えます。

旭川市の場合は2万円支給していると言われております。そういうのに比べると、2点何%という割合しか支給しないというのは、ちょっと考えていただきたいと思えますので、特にこれについては、課長のレベルではなかなか答弁しづらいと思えますので、町長に少し意向をお伺いしたいと思えます。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） まず、御質問の中にあつた補助率でございますけれども、七飯町は、北海道の補助を使ってこの事業を展開してございますが、議員のおっしゃるような補助率、半額ではございません。人口規模に応じて交付されるものでございますので、現在、道からの補助については60万円であるということでございますので、実際、今回補正で上程しているものが皆様に御承認いただければ、585万円となるものでございますので、そのうち60万円が道の補助金というところでございますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

また、福祉灯油等については、リットル数に対して5,000円では少ないのではないかと、確かに議員のおっしゃるとおり、パーセント的には、現在の灯油価格に対して5,000円であれば、議員のおっしゃる年間の灯油使用についてのパーセントからすると低いものと理解しているところでございますが、あくまでもこちらについては、この条例を平成27年に皆様に提案させていただいたときには、ある程度昔からずっとやっていた、27年前も一時的に灯油が上がった際に、1年度限りの条例を2回ほどやらせていただいて、その中である程度、ポリタンク18リットルの3個分ということで、54リットル程度の助成という形で進めてきたものでございますので、現在、その部分について、高止まりは続いてございますが、その辺についても、金額が幾らがいいかというものについては、今後、議員の御質問にある1万円がいいものなのか、実際にそれ以上がいいのか、そこまでいなくていいのかというのは、今後の国の支援策とか道の支援策とかがあると思えますので、そういったものも見定めながら今後検討していきたいと思っております。

また、先ほど私、この条例については、価格の安い時期も同じ助成額で助成しなければならぬという趣旨の条例の規定でございますので、そういったときにその価格がいいものなのかどうか、灯油価格が高いときの金額に合わせた助成額で、灯油価格が低いときも助成するの

かどうかも含めて検討していかなければならないのかと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 福祉灯油の価格については、灯油自体が安い時期の条例によるものだというので、今後考えるような意向も示しておりますけれども、今年度、これだけ困窮するような状況が生まれているわけですから、条例改正するぐらいの気持ちで取り組むべき問題ではないかと思うのです。それについてちょっと姿勢が弱過ぎるのではないかと思いますので、もう少し積極的な姿勢でこの問題に向き合っていたきたいと思います。

今年度やる気がないような状況だったのですけれども、その辺もう少し前に進める意向が示されないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 福祉灯油の件につきましては、福祉課長が答弁しているとおりでございます。

ただ、今現在、物価高騰だとかで、今年度については町民の皆さんも大変厳しい生活をされているということは十分承知しております。

今年度、そして当面については、これまでも行っておりますコロナ対策、物価高騰対策、臨時交付金事業を活用しながら、今現在、高齢者世帯等地域生活支援助成事業、それからクーポン券発行事業というように、全世帯あるいは低所得世帯にも重複してというか、総合的に対策をしているところでございまして、総体的に今後も対応してまいりますので、御理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） それでは、3問目に行きたいと思います。

3問目、コロナ禍の対応についてであります。

全国で新型コロナの新たな感染拡大が起きて

おり、中でも北海道は11月15日に初めて感染者が1万人を超えるなど、感染拡大が全国を上回る状況となっております。

そんな中、町民の命と健康を守るためにも現在の検査体制の見直しと充実を図っていただきたい。

1点目、現在、七飯町での有症状者及び濃厚接触者、その他の検査希望者への検査体制はどのようになっているのか。

2点目、夜間・休日の発病への対処について、住民への周知はどのようになっているのか。

以上、お願いします。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（岩上 剛） それでは、答弁をさせていただきます。

1点目の検査体制についてですが、症状などがある場合、渡島保健所への問合せ等により検査を実施する方法と、発熱外来による受診において検査が行われるものがございます。

濃厚接触者の定義も、コロナ禍初期の段階に比べ緩和されているところではありますが、その必要性については、渡島保健所からの指示に基づいて検査の必要性の有無が示されるものであり、また、その他の希望者について、道が実施している無料PCR検査や抗原検査は今もなお継続して行われている状況となっております。

2点目の夜間・休日対応における住民周知については、コロナ禍当初より、町広報紙や町ホームページを活用し、北海道が24時間体制で開設している相談センターの連絡先を掲載するなど、情報発信を行っているところでございます。

そのほか、コロナ禍においては、体調不良の方などが不安を抱え、どこに相談し、どのように病院受診したらいいのかなど、電話による問合せ等も保健センターで受け付けている状況であり、保健師による情報提供も随時行っていることから、現時点においては多くの町民の方に浸透されているものと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 有症者については、渡島保健所に電話をするか、発熱外来で対応してもらおうという答弁でした。町内にもいろいろ病院がありますし、発熱外来として対応しているのはどんな病院があるのか、それについてお伺いしたいと思います。

従来、向井クリニックで、町内1か所の有症者に対するPCR検査とか、そういうのはやっていたということなのですが、1日に50人という限定で、列をなして待ち受けるような状況が生まれていたということなのですが、今はどのように改善されて、発熱外来、町内ではどこどこがそういった対象になって受け付けをしているのか。また、その活動状況といますか、実施状況がどのような状況になっているのか、もう少し分かるようにお答えいただければと思います。

これは、有症者に対して、発熱外来という形での対応になると思うのですが、濃厚接触者の場合はどのようにしているのか、同じ発熱外来で受けて、PCRもやっているのか。それと、PCR以外も言われておりましたけれども、抗原検査という方法もあります。こういった抗原検査は、今、町内でどの程度、どのように行われているのか、もう少し分かるように答弁をお願いしたいと思います。

それから、先ほど答弁されていましたがけれども、はっきり把握できなかった点なのですが、夜間とか休日の、有症者が心配になって、何とか対応してもらいたいという場合の受け付け体制について、もう一度お知らせいただきたい。

以上です。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（岩上 剛） それでは、発熱外来、町内でどれくらいあるのかということでございます。

まず、実施医療機関については、町内7か所で発熱外来の受け付け、診察を行っていただいている状況でございます。具体的には、ななえ新病院、向井クリニック、宮村内科、望ヶ丘医

院、丸山内科、はるこどもクリニック、ひよこクリニックの7か所となっております。

また、無料PCR、北海道が実施する検査でございますけれども、町内1医療機関、向井クリニックで実施していただいておりますけれども、これについては、電話予約が必要ということで、先着50名を日々の対象者としているということで伺っております。

あとは、抗原検査につきましては、町内1医療機関と2薬局ということで、向井クリニックの抗原検査もございますし、いこい薬局大川店と桜町店、各1施設で実施しております。

また、濃厚接触の方の対応でございますけれども、これについては、コロナ禍初期に比べて、その必要性というものが今現在緩和されているということで、以前は、その疑いということで確認のためにPCR検査を実施していたということでございますけれども、現状は、擬陽性というような扱いで、本人が無症状であれば、その必要性がないような流れに変化しているところでございます。

また、夜間・休日の受け付け体制でございますけれども、これについては、先ほど答弁申し上げましたとおり、北海道が24時間で相談センターを開設しているという案内の下に、そちらにかけて指示を仰ぐということで、基本的には、保健所からの案内ですとか、24時間体制の相談センターのほうからの情報提供に基づいて受診していただく流れとなっておりますので、その点について御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 今こういうふうに改めて感染拡大が起こっている中で、だんだん対応が後退しているような答弁でした。これでいくと本当に困るなと思うのですが、特に濃厚接触者と思われる人に関して、従来、PCR検査の確認までやっていたと思うのですが、それがPCRまでいかないような対応になってきているということです。

それから、抗原検査も町内で何か所かやって

いると。桜町、鳴川、先ほど言われました向井クリニックでやっているというのですけれども、抗原検査は徹底的にやるべきではないかと思うのです、有症者なり濃厚接触者に関しては。その辺について、どうも基準がはっきり示されなかったので、もう一度、町が今どの程度までPCR検査の実施をする体制になっているのか、それをはっきりお答えいただきたいと思えます。

そして、PCR検査をしないで、例えば抗原検査に回すとか、抗原検査も町の補助がなければ1,650円という金額がかかると言われておりますけれども、こういったものに補助をするとか、より多くの人を利用できるようにする、そういう気持ちはないのか、それについてお伺いします。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（岩上 剛） 今、御質問にもありましたとおり、感染拡大で、対応が後退しているような雰囲気も見られるがということでございますけれども、これは全国的に感染者の数が膨大化しまして、ある一定の基準を設けなければ医療機関の対応もなかなか円滑に進まないということで、ある程度規制を緩和して、それが各自治体のほうにも基準の低下、対応につながっていると。そういうものではなくて、ある程度医療機関の中でも判断を国の基準を基に、あなたの場合は抗原検査の必要性がありますとか、PCRを受けてみましょうかと、その辺は、有症状の方に対しての対応ということに今はなっているのかなど。確かに、無症状だからといって検査の必要性はないとは、なかなか私たちもそうは思えない部分もあるのですが、それが若干緩和されているような状況ということで、御理解をお願いしたいと思えます。

あと、町のPCR検査の体制等については、これはあくまで道で実施している事業になりまして、あとは各医療機関ということで、町が関われる検査の内容となっていないというのが実態でございます。

また、その経費の負担については、今、無症

状の方で検査を希望される方は、道の無料のPCR検査というものがございますので、今のところ支援策といいますか、それに対する補助がないという実態でございますけれども、今後その必要性が迫られたときには協議してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） お答えいただいておりますけれども、特に夜間とか休日に発症して困って、どうしたらいいのだという患者が出た場合、ふだんからどこに電話したらいいかというのが分からないと、本当にパニックになって、どうしようもないような状態で朝まで待つというようなことが起こるはずなのです。それで、これについては、本当にそういう場合の連絡先とか、どうしたらいいかという情報を町のほうで積極的にふだんから住民に知らせておくべきではないかと思えますので、この辺については、最後に、もう少し積極的な答弁をお願いします。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（岩上 剛） 夜間・休日の連絡先等については、様々な健康被害が皆さんに訪れるわけでございますけれども、夜間救急センターないし、自分の症状に合わせた対応ということで、夜間救急センターに基本的には問合せいただくとか、症状をお伝えして、診てもらえるのか、家で安静に過ごしていただくとかという判断を医療機関のほうから指示を受けて対応するものかと思っています。

コロナに関しても同じことが言える内容になりまして、これについては、先ほど答弁をさせていただいたとおり、24時間体制の北海道の相談センターにまず問合せをしていただくということで、また、周知のほうも再度見直しを行って、幅広く、どこの連絡先に問合せをすればいいのかということ、また改めていきたいと感じております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 最後に質問したのは、そ

ういった救急センターだとか24時間の相談センターだとか、こういうのがありますと。こういう場合の緊急対応がありますという情報を日常的に、もっと住民に分かるような情報発信をしてもらいたいという質問でありましたので、それについてもう少し答弁をお願いします。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（岩上 剛） 質問いただいた内容につきましては、今後、また町のホームページないし町広報紙のほうに、改めて連絡先だとか対応策について、また周知徹底を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 通告順に発言を許します。

田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、1問目でございますけれども、今後に向けた町民生活の対応策について。

新型コロナウイルス感染は第8波に入り、相まってインフルエンザの流行も危惧されている。

電気、灯油、ガス等、公共性の高いものが値上がり、さらに10月には6,700品目が値上がりし、消費者は月で5,700円、年間6万8,000円の負担増が見込まれると報道されているが、町は、町民の生活に寄り添うための独自の政策を考えているか伺いたい。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） 1点目につきまして、私から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関連した内容についてお答えをまいります。

令和4年度の臨時交付金としては、国から総額で4億2,086万9,000円の内示を受けており、それに伴って、町の事業として、現在、21事業、事業費で5億1,418万1,000円を予算化し、執行しているところでございます。

その中には、電気、灯油、ガス等の公共料金の上昇を初めとした物価高騰対策として、家計

支援や事業者支援を目的とした町の独自の事業として、高校生等扶養世帯生活支援給付金事業、クーポン券発行事業、町内事業者支援給付金事業を実施、また、これから実施することとしており、この3事業の予算額合計は3億9,039万4,000円。財源内訳は、臨時交付金3億1,213万3,000円、一般財源7,826万1,000円となっているところでございます。

臨時交付金は、現在開かれている臨時国会において、国の補正予算として追加計上され、可決したところでございますが、現在のところ追加交付額やその用途についての情報はまだこちらのほうには届いてございません。

しかし、その追加分につきましては、制度上可能であれば、まずは、既に予算計上している臨時交付金事業の一般財源部分に充当することを想定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 今、説明があったわけがありますけれども、要するに、新聞にも出ておりましたけれども、国は物価高騰対策として、総合経済対策が来年1月から9月まで、1世帯4万5,000円程度軽減したいということで、電気1キロワット当たり7円、都市ガス1立方メートル、30円、ガソリン、最大1リットル35円、そういうようなことで、それぞれの家庭に軽減を何とかしていきたい。

先ほど言ったように年間で6万8,000円の負担増が強いられる。これは全体でありますけれども、その中で、1月から9月まで、国は4万5,000円程度軽減したい。何とか頑張りたいというような考え方があります。

先ほどの説明であれば、様々な臨時交付金だとか、そういうものが充てられて、様々な事業を、21事業をやりたいという考え方でおりますけれども、私は町の、いわゆる町民に対する、生活に寄り添った対応策、確かに横出し、あるいは上乘せ、そういうものが実現されていると思うのですけれども、まだまだ私は実際に足りない。もっと上乘せだとか、範囲を拡大す

る、いわゆる横出し部分。例えば非課税だけでなく、均等割の世帯、こういうところにも横出しをしながら、範囲を拡大しながら、生活を守っていくという考え方ができないのか。そこら辺を私は聞きたいわけでありまして、確かに高校生だとかクーポン券はわかりますけれども、ただ、やっぱりコロナの交付金であるとか、そういうものを中心としてやるのですけれども、やはり町独自の、先ほど言ったように横出し、範囲を拡大して対応する。

今日の新聞にも出ておりましたけれども、75歳以上の単身、それから75歳以上の夫婦、これらの人方が生活扶助よりも、75歳の単身の方は消費額が少ない。要は生活扶助の額よりも自分たちが生活している金額が少ない。これが1.3%ぐらいマイナスだという話ですけれども、夫婦になりますと、生活扶助よりもたしか3.9%ぐらい少なかったと思うのですけれども、そういうような生活実態が出てきている。国のほうは、少ないのだから、逆に言えば生活扶助を下げましょうというような考え方を持っているのですけれども、私は逆で、やはり何とか町のサイドからは、生活に少しでもプラスになるような上乘せ、あるいは対象から外れている方々に横出しをしながら、少なくとも生活の足しになるような政策は打てないのだろうか。

確かに、各福祉制度の対象者、例えば母子家庭だとか父子家庭だとか、あるいは障害者の家庭だとか、様々な各福祉制度の対象者、あるいは税法上で言えば非課税、そういう方々というのは十分理解できますけれども。町として、さらに横出し、いわゆる範囲の拡大、あるいはそこら辺が無理であれば、限定した、非常に厳しい、生活扶助以下と言えおかしいのですけれども、それに近いような方々に上乘せするといった考えがあるのか。私は、むしろ考えがあるのか、ないのかではなくて、そういう範囲にまで目を向けて議論をしたことが町サイドとしてあるのかどうか。そこら辺をもう一度お知らせ願いたいと思います。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

田村敏郎議員の質問に対する答弁より入ります。

副町長。

○副町長（宮田 東） それでは、私のほうからお答えしてまいりたいと思っております。

御質問につきましては、町民の方の支援の対象をもっと広げるべきではないかというような御質問かと思っております。

私どものスタンスとして、まず第1点として、今の物価高騰の関係につきましては、国がやるべきものではないかという考え方のスタンスから、そういう考え方で今現在進めているということで、まず御理解いただきたいと思っております。

議員の発言にもありましたが、先日の国会のほうで補正予算が可決されまして、先ほど言われました電気料金の関係につきましては、1月から9月までの部分については、国のほうで4万5,000円程度軽減されるのではないかという試算で報道、発表されております。併せて、そういう状況を考えて、少し経過を、その効果といたしまししょうか、そういうものを見定めながら考えていきたいというのが、まず一つございます。ただ、いましばらく静観してまいりたいと思っております。

特に、議員の皆さんにもお知らせしてまいりたい部分でございますが、政策推進課長、先ほどの部分で、地方創生の部分について申し上げますけれども、高校生、大学生の世帯に対する支援だとか、クーポン券だとか、町内事業者の支援だとかという形の地方創生のほうがございます。その地方創生の部分で、一般財源として7,800万円ほどの上乘せをしているというのが今現在の状況でございます。

発言の中には、国の補正の部分である程度の支援があろうかと思っておりますけれども、先ほど一般財源に充てていきたいという発言でしたが、

今後の状況の中で、その辺については多少検討の余地もあるのかという感じはしてございます。

ただ、知っていただきたいのが、そのほか今、地方創生臨時交付金の関係でございます。そのほか国の直接的なものとか道からの支援、少し申し上げさせていただきますと、令和4年度、これは繰越明許も入っていますが、実際に行っているものを申し上げますと、まず、住民税非課税世帯に対して臨時特別給付費という形のものでございまして、1世帯当たり10万円という支給がございまして、これは淡々と進めてございますけれども、あと、子育て世帯臨時特別給付金事業ということで、1人当たり10万円、そのほか子育て世帯の生活支援特別給付金ということで、児童1人当たり6万円という支援だとか、高齢者の方につきましては、高齢者世帯等地域生活支援助成金事業ということで、1世帯当たり1万2,000円、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金、これも家計急変等の部分になるかと思っておりますけれども、1世帯当たり5万円という形でございまして。対象は、ある程度条件がありますので、かなり絞られる部分があるので、七飯町民全体の方ということではないのですが、それぞれこういう支援があって、それぞれの要件を満たせば、それぞれの世帯に対して支援されているということでございます。

考え方といたしまして、今の方々につきまして、先ほど町民税均等割の方々という話がございましたけれども、まだ広げてもいいのではないかと。当然この中には均等割の方も入っている場合も、子育てなんかは当然入っている方々もおられますし、地方創生で、先ほどの事業者支援の中の個人経営の方々も1件およそ1,200円ほど見込んでいますが、個人事業主の方も一般町民であり、そのの方々についても、税金を多く払っている方も少なく払っている方も一律5万円支援するという形で予算を議決いただいていると、それを淡々と進めていく。全員というのはクーポン券以外はないのですけれども、ある程度広げているという部分の支援は並行して

行っているという中で、御理解をお願いしたいと思っております。

そのような状況を進めている関係上、国の支援も含めて、当面は静観させていただいて、状況がある程度考慮しながら、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） よく分かりました。こういうものについては、町の考え方としては、国がやるべきものだ。ただそれに尽きるというように私は押さえ方しかできなかった。非常に残念です。

私が先ほど言っているのは、均等割世帯に全員にやれとか、そういう話ではなくて、例えばそういう範囲を拡大するとか、あるいは上乗せする。例えば、先ほど同僚議員が言ったように、福祉灯油なんかは5,000円、それではなくて、2,000円、5,000円上乗せするとか。申請ですから、これについては、要る人も要らない人もそれぞれ判断して使うだけの話ですから、申請が少ないからどうのこうの、そういう話ではないと思うのですけれども、私は、先ほどから町は町民の生活に寄り添うための独自の施策を考えているのかということなのです。

ですから、同僚議員も再三福祉灯油でいろいろ言っていましたけれども、そういう一つ一つの寄り添い方が、申請率が低い高い関係なく、やはり上乗せ。今百二十何円です、灯油。一月どのぐらいたくと思えますか、そこら辺は人それぞれですからあれですけれども、本当に5,000円というのは僅かだと思うのです。がさっとしても一月もつかもたないか、それ以上もつかも分からないですけれども、使い方によっては。

そういう中で、国がやるべきもので、我々は国のやった中で、できる範囲の中で対応してまいりたい。そして独自としては約8,000万円近くの前算を使いながらやっています。根本的には、国がやるべき問題ではないでしょうかという問いかけだと思うのです。

果たしてこれで本当に町長は、町民の生活に寄り添う施策というものを考えているのか。年間6万8,000万円の負担増です。高齢福祉年金だとか、そういう人方、受給している人、どのぐらいだと思いますか、年間。もう少しそういう部分をしっかりと捉えながら施策というものを推し進めるべきではないかと思うのですけれども、そこら辺について、もう一度考え方をお知らせ願いたいと思います。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 田村議員から言われているものに関しましては、今現在、物価高騰で、年金生活されている方、また、年金で独り暮らしされている方は、自分本人の年金収入しかなくて大変御苦労されていると思っております。

しかしながら、町のほうの財政的な部分も当然あるわけですし、国からの交付金を頂くことによって、こういうような対策もできるわけですので、また、これまでに蓄えてきた基金だとか、そういうものも総体的に考えながら、今の物価高騰、そして生活の大変さの部分の対策については、総合的に考えていかなければならないと思っております。今の物価高騰の社会情勢がどこまで行くのか、そういうものも見極めながら、国の臨時交付金も考慮に入れ、そして町のほうでできることは、住民の生活の安定というものも見据えながら、これまでやってきたもので終わりだということではなくて、情勢が日々変わっていくわけですから、そういうものを考慮しながら町政を進めてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思ます。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） そうしますと、最後に確認いたしますけれども、今の情勢の中でいけば、このままで、今年度はこのような生活対策というものについては、国が動かない限り町は動かないという確認でよろしいですね。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 国が動かない限り町は動かないではなくて、今のこういう現状を注視し

ながら、今後どういうものができるかというものも町としても考えていきたいと思ます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 二つ目です。町の除雪と排雪について。

今年も冬がやってきたが、報道によると日本海の低気圧により、北海道は今年も大雪とのことである。町内は年々高齢化が進み、この時期になると足腰等のけがが増加する傾向にあるという。特に住宅密集地では、家の周囲を除雪しようにも、除雪でできた雪の山で、排雪をしなければ除雪ができない状況にある。

そこで、次の点について伺いたい。

1、町の除雪は、降雪何センチで実施するのか。

2、排雪は、どのような状況になったら実施するのか。

3、高齢化と人口減が待ったなしの状況で、町の除排雪についてどのような方策を立てているのか。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（笠原泰之） それでは、1点目の除雪は、降雪何センチで実施するのかでございますが、気象予報を参考としながらパトロールを実施し、10センチメートル以上の降雪量の確認、また、同様な降雪量が見込まれる場合は出動を決定いたします。

2点目の排雪は、どのような状況になったら実施するのかでございますが、路線全体の排雪については予定しておりませんが、一般車両の通行に著しく支障がある箇所や緊急車両が通行できない恐れがあると判断した箇所、通学路等で通学等において危険な箇所など、今年度については、例年どおり7回程度の排雪を予定しております。

3点目の高齢化と人口減が待ったなしの状況で、町の除排雪についてどのような方策を立てているのかでございますが、今後の方策といたしましては、排雪箇所を現在より増やすなどが考えられますが、除排雪経費の増加につながることから慎重に検討してまいります。

また、大型除雪車の除雪による家の間口などの寄せ雪に関しましては、ミニホイールローダー等により、おおむね半分程度取り除くように作業をしており、それぞれの個別の対応は、現在の町の除雪体制では難しいと考えておりますが、今後も他の自治体などを参考にしながら、除排雪方法について検討してまいりますので、御理解願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 1番目は分かりました。10センチ以上で、10センチ以上の見込みがある場合ということでございますので、分かりました。

2番目の排雪については、これは7回程度ということですが、状況を見てという話ですけれども、住宅のほうは、なかなか近所に排雪する場所がない。どうしても山にならざるを得ない。そういう状況の中で、雪がどんどん降ってくるという話になってしまうと、なかなか住民の方で周りの排雪が難しい。そして、さらに除雪も難しいという状況に陥ってしまう。

そうなりますと、この7回程度というのは、恐らく12月はそんなにないですけれども、1月から3月にかけての3か月間ぐらいで7回ぐらいの計画ではないかと思うのですけれども、やはり雪質にもよります。しばれているとき、さらさらであれば町民も除雪はそんなに苦にならないのですけれども、2月の下旬だとか3月になると、湿った重い雪になると、なかなか除雪が難しくなってくる。

そういった場合、業者なんか丁寧に除雪していただいていますからいいのですけれども、最終的には、質問文の中にもありましたように、排雪ということが、半分ぐらいと今言いましたけれども、全部持っていけとは言いませんけれども、もう少し、回数というのは、お金もかかることでありますから、もう少し状況を見ながら、7回程度ですから、8回、9回あるかもしれませんけれども、もう少し頻繁に町内を巡回していただいて、排雪の頻度を上げていく考え

はないかどうか、そこをもう一度お願いします。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（笠原泰之） それでは、排雪の関係について答弁させていただきます。

半分程度というのは、大型除雪車で除雪した寄せ雪が道路脇に残りますので、それを小型のホイールローダーで半分程度、できれば半分以上、極力取り除けるようにしておりますが、その部分に関しては、排雪回数と関係なく、毎回の大型除雪車で除雪した後の対応として、毎回実施しているところであります。

あと、たまった雪山等に関しましては、うちのほうもその都度パトロールしたり、住民の方から年に数百件苦情と申しますか、相談を受けますので、その都度把握しながら、翌年度の排雪に生かせるものは、業者とも連携しながら増やしていきたいと考えておりますし、降雪量が10センチ以上ということが、予定している除雪回数より多くなるということであれば、今後、3月に補正予算で、排雪、除雪も足りないということで、御提案させていただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 大体除排雪については分かりましたけれども、3番の方策、これについては、何か文書的なものというのはあるのでしょうか。それとも、例えば今、答弁いただいたようなもの、除排雪に関するマニュアルと言えおかしいのですけれども、そういうものがあるかどうか、そこを教えていただきたいと思っております。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（笠原泰之） 除排雪のマニュアルというものはうちのほうで作成はしておりません。ただ、平成30年に、さっきの寄せ雪の関係ですけれども、ミニホイールローダーを10数台を導入しまして、それまである程度寄せ雪が多く残っていた状況でございますが、なるべく寄せ雪というものを取って、住民の方の負担を減らしていくという方策をその頃から実施し

ておりましたので、今後引き続きこれについては行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） まず、除排雪については、委託された業者とのコミュニケーションであるとか、あるいは町民が何らかの除排雪に困っているという相談があれば、現地を確認しながらそれなりの対応をしていただけるということによろしいですか。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（笠原泰之） 排雪の関係につきましては、業者とも今後連携を取りながら、住民の方から相談があれば、うちのほうで必ず現地を見て、可能な限り対応していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 今言ったの除雪は業者でしたか、今言ったのは、両方でしたか。除排雪は、町民の相談に極力応じていくということがいいですね、分かりました。

それでは、次に行きます。

3、道の駅の納付金について。

令和3年度の決算特別委員会報告書中、町長は、総括質疑の答弁で、「令和4年度の公募要領の規定を見直し、寄附金を納付金と修正し、納付額を指定管理者に提案してもらい、選定の際の評価指標とすることといたしました」とあるが、下記について伺いたい。

1、令和4年度の公募要領をどのように見直したのか。

2、選定の際の評価指標とはどういう意味か。

3、新規参入者にとって不利ではないか。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） 1点目の令和4年度の公募要領の見直し内容についてですが、令和2年第4回定例会の一般質問で、同僚議員より、「指定管理者から寄附金を受けているが、協定の中で収益の一定割合を町へ納付す

ると定めるべきではないか」との御質問があり、答弁として、「次回募集時には、あらかじめ募集要領に規定するなど、参考としたい」とお答えしております。

令和4年度に公募するに当たり、従前は、「指定管理者は会計年度ごとの経営状況により利益が生じた場合、指定管理料の一定額または一定の割合を乗じて得た額を町に納付することとします。なお、納付する額については、指定管理者が提案するものとし、町と協議の上、年度ごとに協定書に定めることとします。」としていたものを、「指定管理者は、会計年度ごとの経営状況により利益が生じた場合、当該利益の一定額または一定の割合を乗じて得た額を町に納付することとします。なお、納付する額については、指定管理者が応募の際に提案し、当該提案内容を指定管理者選定の際の評価指標とします。選定された指定管理者は、応募の際に提案した額を年度ごとに町に納付することとします。」に見直しております。

次に、2点目ですが、指定管理者候補者は、選定委員会における採点により決定されます。評価の際の評価項目は、施設設置の目的が達成できるかなどの11の共通項目から成り、それぞれに施設の設置目的に合致した方針かなどの細項目が41あります。今回は、その細項目に納付金の提案についての項目を追加しております。

3点目についてですが、担当としては、特段、新規参入者が不利になるようなことはないと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 3番目の不利益になることはないと答弁ありましたが、実際、理由は、どうして不利益でないのか、そこら辺を教えてください。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） 逆に、不利益になるというところが、どういうところが不利益になるのかというのが、うちのほうでも把握がなかなか難しいのかな。広くいろいろな

方々に参入の機会を与えて公募しているので、特段うちのほうで、既存の方に得点を多く与えるとか、そういう制度にはなっていないので、特に有利、不利益というのはないかと考えております。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） この納付金は、参入する方が申し出るということですよ。町としては、評価の指標とするという話であれば、どういふふうに評価するのですか。例えば金額の多い少ないで何点何点。そもそも選定するとき、70点以上でしたか、最低合格ラインと言えばおかしいですけども、それを超えて、例えば75点と73点であれば、75点のほうを指定管理者にするという、大ざっぱに言えば、流れだと思ふのです。

そういうことからすれば、納付金というのは、当然金額で、例えば何点とか、AだとかBだとかCだとかと、こういう評価する際のランクづけというのはないのかどうか、そこを教えてください。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） 田村議員おっしゃるとおり、指定管理候補者が最低でも7割の評価点が必要になります。500点満点中7割を取らないと採択されないという形になってございます。その中で、350点取らないとならないという形になっております。

その中で、納付金についての配点については、五つの項目と併せて、50点満点の中でその金額が配点されています。その部分については満点が8点となっていますので、そちらについては、全体の500点満点でいくと1.6%が配点となっていて、各委員それぞれその範囲内で採点を決めるという形になってございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 8点ということで、全体からすれば1.6%、分かります。そして、金額の、例えば8点であれば、そうすると1点は幾

らなのですか、8点は幾らなのですか、私はそこら辺があると思います。要するに実績のある人は大体試算するとこのぐらいだなということで、1,000万円なら1,000万円納付しますと。新規の人は分からない、3年間トータルして納めるのであればちょっと低めにしましょう。100万円でした。

そうなるとおのずと、こういう納付金を、いわゆる寄附であれば相手側からくるわけですよ、寄附したい。それは、寄附を受けるか受けないかは町が判断するだけの話ですけども、納付金になれば、極端に言えば、町が払いなさいという話なのです。払いませんというならここがゼロになるのですか。その仕組みは分からないですけども、ある程度強制的に、納付金はあなた方が決めなさい。そうでないと参入できないというのが私の受け取り方なのです。

それを考えると、当然新規参入の方は私は不利益になるのではないのかなど。実績のあるところはいいです。それは実績に基づいて、確実に3年間は払える金額を出す。あるいは無理してでもこのぐらいはいけるかなど。だけれども、新規参入の方は、大盤振る舞いをして、例えば1,500万円払います。いいね、満点です。やったはいいいけれども、1年目はいいけれども、2年、3年目は全然払えませんでした場合どうするのですか、町は。納付金で3年間払ってくださいという話ですよ。そこら辺の考えをまず教えてください。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） 田村議員おっしゃるとおり納付金なので、ある程度の拘束力はあります。寄附ではないので、一度提案した金額についてはお支払いしてください。3年間についてはという形で今回制度設計させていただきました。

金額について、満点が8点でゼロだったら何だとかというのは、特に配点については、各委員の見解で配点するという形で選考委員会で定められましたので、これについてのルールづくりというのは特段ございません。各委員の判断という形になってございます。

そういう形で選考しているところですが、新規参入について、幾ら払えるか、既存は幾ら払えるかというのは、その事業者のそれぞれの考え方ですので、今回たまたま1者しか応募はなかったのですけれども、新規参入の方々は幾ら払いなさいということは当然ございませんし、かつ、今回こういう形で納付制度を設けてやりましたけれども、先般の一般質問でもお答えしましたけれども、過度に納付を求めるというのはいかなものかという話がありましたので、その辺も次回の指定管理の選考の際には、また改めて検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 改めて検討するのは結構ですけれども、各委員の見解と今答弁ありましたけれども、やはり50万円の納付金と200万円の納付金ならどうになりますか、普通。一般的に考えてもあり得ない話です。こういうことをやってしまうというのか、これはまずどうなのですか、基本的な考え方としては、まず納付金を払っていただくという、これは町の歳入としては雑入に入るのですか、どこに入るのですか。

それから、納付金の根拠というのは何なのでしょう。これはどこかにありましたけれども、その他町長が必要と認める事項から取るのだという考え方なのか、そこら辺も併せて教えていただきたいと思っております。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） 納付金については、雑入という形で歳入されると思ってございます。

あと、根拠というところでございますけれども、今まで寄附金ということであれば、任意なところが多いというところから、ある程度お約束をしていただけて納付していただくというところに改めさせていただきたいというところから、納付金という項目にさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 納付金という項目に町は入れるということでのいいのですか、ちょっと理解できなかったのです。私は今聞いたのは、納付金が納められたときには、町は歳入のどこに入るのですか、雑入に入るのですか、それともどこに入るのですかという聞き方をしたものですから、もう一度そこ。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） 納付金については、雑入に入ることと考えているところです。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） そうすると、雑入に入るということは、一般会計の雑入に入って、一般会計全体に使われるという考え方でいいのですか、それとも雑入に入るけれども、道の駅関連に、いわゆる入湯税と同じで、目的税みたいな形にして、道の駅の例えば野外の何かに使うとか、いろいろなものに使いたいという、そういう考え方でなくて、とにかく雑入に入れて、一般会計全体で使うのだという考え方なのですね。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） 歳出については、特定財源という形で、それに充てると、何か充てるというところではなくて、まずは一般会計の中で受けていきたいという形で考えております。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 納付金の、業者に対して、説明の中では出てくると思うのですが、これ様式か何かで定めているのですか、それとも口頭で言うのですか、そこら辺。この中には書いていますよね。これには書いているのですけれども、これだけで、申請書の中にはそういう、幾ら納付するとかと記載する場所はあるのですか。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） 申請書の中

に記載する項目がございまして、それによって委員が判断するという形になってございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 大体分かりましたけれども、この納付金について、七飯町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則、これには載っていないですね、納付金の項目は一切。確かに指定管理者公募要項には、公募要項に出てましたか、何ページでしたか。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） 公募要項の詳細の別紙5というのがございまして、そちらに道の駅なないろ・ななえの管理運営に係る経費等についてという冊子がございまして、その最終ページに、(15) 納付金という形で載せてございます。以前は、ここが寄附金という形で載っていたところでございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 非常に納付金というのは分かりにくいですね、はっきり言いまして。というのは、これにも実際、直接載らないで別紙に載せて、しかも条例の施行規則にも全く載ってきていないのです。知っているのは町の担当者で公募をする業者、この2人しかいないのです。そういう中で納付金のやり取りなんて町がすべきですか。規則にもない、要項にも直接載せない。そして別紙5に書く。寄附金なら分かります。先ほど言ったように、相手が言ってきて、それを受ける受けないというのは町の判断です。納付金ですよ。町が払ってください。3年間この金額、言った金額を払ってくださいと言っているのです。言っているにもかかわらず、規則にも出ていないのです。どうなのですか、これ全くおかしいですよ。

しかも2,200万円払っています、指定管理料。例えば1,000万円納付しますといたら、実質町の持ち出しというのは1,200万円です。表向きは2,200万円払いながら、当事者同士で話し合って1,000万円、キックバックですか、これ。そんなことあり得ないです。

町長は言っていますよね、これ。「近い将来には指定管理料ゼロと同様の効果を目指していますと提案があった」と業者が言っているのです、業者が。そう言っていましたと町長は言ったのですけれども、業者が言っている。これで新規参入者が不利益にならないはずないでしょう。この文面から読み取ればですよ。

規則にも載せない、正式な要項にも載せない。別紙5に載せて、寄附金なら分かるけれども、納付金というのは、町が幾ら払ってくれるのですかという義務的な経費を要求して、全くこういうものに載せないなんておかしい話ではないですか。どうするのですか、これ。私は違法性に近いと思いますよ、これ。町と業者が密約みたいなものでしょう。町民は誰も分かりませんよ。そして雑入に入れて一般会計で使おう。これはまずいのではないですか。町長、どうするのですか、これ。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） お答えしてまいりたいと思いますけれども、十分なお答えにならないかも知れませんが、先ほど規則に載っている、載っていないというのがありましたが、指定管理の公募をしているときに、公募要領の別紙かも知れませんが、それについては、事業を希望する方については御覧になっていただいているのかなという形でございます。別紙という形が正しいかどうかはあるかも知れませんが、公募要項の中について一緒にやって募集をして、手を挙げていただくという考え方で今現在進んできたという話です。ですから、全く相手みたいな形のものはないということで御承知願いたいと思っております。

新規が不利益になるのではないかというお話の部分の整理でございますけれども、審査の点数のつけ方ですが、配分の関係で、全体として大きく11項目ありまして、それぞれ1項目30点だとかという形でやっています。

今、指定管理の納付金の関係の項目については、全体500満点中の50点の配分なのです。50点の中で配分の点数で評価しているという形です。当然そういう形の中で比重が相当

重いのかといった場合について、比重は相当軽い。寄附が大きいからそれですぐ指定管理に決まるという制度ではなくて、全体の総合評価として見て、それを点数化してございます。そのうちの配分が50点。6項目あるうちの50点です。そのうち1項目として納付金の点数が含まれている形になっております。そういう形の中で比重が相当軽いので、それだけで、寄附が多いからイコール道の駅に指定されるという形ではない評価になります。全体として、運営していただける方かどうかという判断をしていくという考え方です。くどいのですが、金額で決まるというものはございませんので、その辺は御理解をお願いしたいと思っております。

私のほうからは、以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 副町長のほうから考え方をお聞きしましたけれども、私は非常に問題ある考え方ではないのかと思うのです。というのは、なぜかという、多い少ないにかかわらず、町が責任を持ってやる選定作業に向かって、点数が多い少ないは関係ないのです。点数が付与されているのですから、基本的にそこが違います。全体の何%だとか、50項目のうちの何ぼだとか、50点のうちの何ぼだとか、そういう問題ではなくて、やはり町民はしっかりした公明正大な行政運営というものを望んでいるのです。

こういうことをやって、しかも、先ほど言ったように、施行規則にうたっていないのですよ。何でうたわないのですか、そこが問題ではないですか。点数の多い少ないではなくて、何で施行規則、条例ではないのですから、議会にかけなくて済むのですよ。しっかり施行規則に書いてありますと言えるのではないですか。それも何もしないで、大した点数の配分はないからなんていうのは、非常に問題がある。私、聞いているのは、町長どうするのですかというのは、施行規則にないものをやっておいてどうするのですかと聞いているのです。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

田村敏郎議員の質問に対する答弁より入ります。

商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） それでは、納付金について、まず御答弁させていただきます。

納付金を求めている指定管理施設は道の駅だけであることから、七飯町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に個別に規定するのではなく、規則第2条第3項第5号に、その他町長が必要と認める事項とあり、個々の公募要項にしております。

道の駅なないろ・ななえ指定管理者公募要項に、管理運営に係る経費について規定しております。その詳細を別紙5として定めております。

公募要項の全ては、町ホームページでも公開しており、公募説明会の際にも、特に今回の変更点などについて詳しく説明をしております。公募内容の周知については適正に行われていると考えております。

また、新規参入の評価等についてですが、納付金がたとえゼロ円だとしても、他の評価が優れていれば指定管理者として選定されることから、新規参入者が不利になるとは考えておりませんが、決算審査特別委員会でも御答弁しており、「企業努力によって利益を出していることについて、町が過度に納付を要求することは慎むべきと考えております」と答弁しております。次回の募集時までには、改める方向で検討したいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 言い分は十分理解はできますけれども、まず、公募要項に、個別の施設だから個別に載せましたということですがけれども、先ほどから言っているように、規則に載せ

なくていいのですかということです。私は再三言っているように、寄附金は相手方から来るから、町は受けるか受けないかは町が判断して、採納するならする、しないならしないでもいいですけれども、殊納付金ということになると、町から応募する側に一定程度、強制と言えおかしいですけれども、義務的な経費として払ってくださいという話になります。

今の答弁の中では、ゼロ円でもいいです。ただ、企業努力によって払ってくださいということは、ゼロ円ということはどういうことかということです。言葉尻をつかまえてと言うかも分からないですけれども、やはり努力をして何とかしたいとみんな参入してくるわけですから、当然払いたい、払うべきだという考え方で応募してくるわけです。ですから受ける側は、町側はゼロ円でもいいのだ。そうすると点数は8点つけるのですか、中身を見て大体同じような内容の中で、片方は100万円、片方はゼロという話になると、お互いにみんなそれぞれ8点つけるのですか、違うでしょう、やはり。それぞれ努力の跡が見える見えないという判断は金額で決まるのですから。だから、ゼロ円でいいというのは分かりますけれども、応募する側にとっては、どういう気持ちでやるかということをお町サイドとしても考えないと駄目ではないですか。理屈は分かります。

それともう1点、先ほどから何回も言うように、規則に載せなくていいのですか。寄附は分かります。納付金は、規則に載せなくていいのですかということなのです。取る側ですよ、ルールに基づいて取ると言えおかしいですけれども、納めていただくという、こういうことが必要ではないですかということなのです。

確かに道の駅、これは施設ごとに収支のバランスがばらばらですから、収益があればそれなりの対応というのは町は考えたと思いますけれども、基本的な考え方は、今までは寄附ありました。規則上どうのこうの、寄附採納の手續・手順に沿ってやればいいだけの話ですけれども、殊納付金になれば、道の駅、この部分の1施設だけという話ではなくて、やはり規則の中

に、町としては、しっかり支払っていただく、3年間です。申告した金額を3年間払ってくださいと書いているのです。これを規則に載せなくて、いわゆる要項に載せたからいいのですか、そこを私は言っているのです。

それでは、先ほども言いましたけれども、町と申請者とツーツーの話ではないですか。5者いたって五つとしゃべるだけの話ではないですか、そしてあとは、町の中でどうするどうするという話ではないですか。そういうことがいいのですかということです。私はやっぱり規則にしっかりと明記して、その上で、納付金を払っていただきますという形になぜできなかったのですか、そこをお願いします。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） こちらのほうで商工労働観光課長からも御説明しておりますけれども、あくまで経営状況により利益が生じた場合、当該利益の一定額または一定の率というような形で、ゼロの場合もございます。記入したからといって必ず払うというものでもございません。

しかしながら、公募要項の中に、募集申請書の中に記載して提出するという事になっていることから、町のほうで設定したものに対して、町がそういうふうにあくまでも事業者に対して強制しているものではないのだけれども、そういうに思われるというふうな解釈される場合もあるということですから、誤解を生じないように次回の募集までに、その部分、規則も含めて検討、考えさせていただいて、改めるように対処してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 今の聞いていますと、私は詭弁だと思うのです。私が聞いているのは、なぜ規則に載せないのですかということなのです。私が知ったのは、決算委員会です。9月です。道の駅の公募が始まったのは5月か6月か7月ぐらいです。そのときには、私たちが知らない間に納付金の関係で進んでいるのです、話。規則にも載せない納付金について、要項に

載せて、これでやりますから。そういうことであるのですか。私はしっかりとこういう問題については規則に載せて、そしてやるというのは当たり前の話です。町民誰に聞いたってそう答えます。やはりそこら辺が認識の欠如というのですか、何となくやればいいみたいな感じになっていますけれども、私としては、やはり納付金のものをしっかりと規則に載せて、その上で公募要項にも載せて、そして選定に進めるべきではないですか。それもしないで、今回の議決案件の中に道の駅が入っているのです。

本来であれば、規則にない形でやっておいて、そして議決を出すということは無効です。幸い1事業所しかなかったからいいかもしれませんが、二つ三つ出た場合はどうなるのですか。一つだから収まっているかも分からないですけれども、当然競合した場合なんかは、こういう問題で済まないです。

ですから、私としては、なぜ規則に載せなかったのですか。先ほども言ったように、寄附は分かるけれども、納付金というのは、こっちから取る側ですから、なぜそれを明示しなかったのですかということです。その上で要項を交付して、そして手続を取ればよかったのではないですか。それをどうしてしなかったのか、そこを聞きたいのです。

○議長(木下 敏) 町長。

○町長(杉原 太) あくまでもこちらのほうは、答弁したとおり、指定管理者制度に関する条例規則があって、また、公募によっては、道の駅の部分だけ納付金の部分がありますけれども、これは公募要項の中で示しておりますので、それで十分に周知して進めていると考えております。

しかしながら、そういうふうに誤解されるというか、見解の相違に最後はなってしまいますけれども、あくまでもこちらとしては、次に向けて、そういう御意見も賜りながら、企業努力によって利益を出していることについて、町が過度に納付を要求することは慎むべきと考えておりますので、次回の募集時までには改める方向で検討したいと考えておりますので、御理解

いただきたいと思います。

以上です。

○議長(木下 敏) 田村敏郎議員。

○5番(田村敏郎) そうすると、この納付については、町は問題なかったと。私と町が見解の相違あるいは誤解を生じる、見解の相違でしょうね。そちらは全く、もう一度言いますけれども、違法性はないと、規則に載せなくてもいいのだという考え方で、私の立場としては、規則に載せてやるべきだったのではないのかという、その見解の違いだから、今後についていろいろ検討していくという考え方でよろしいのですね。

○議長(木下 敏) 町長。

○町長(杉原 太) あくまでもこちらのほうでは、その部分については、今の現状で進めていていいと考えております。

しかしながら、そういうふうに誤解というか、認識として、別な参入したいというところをとどめているのではないかという考えもあるということですから、これは広く、門戸を閉じないように、今後、募集時までには改める方向で検討したいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長(木下 敏) 田村敏郎議員。

○5番(田村敏郎) 再度確認しますけれども、この問題は違法性もなく、規則に載せなくても構わない。このままやっていくし、もし不都合が生じた場合は見直していきたいという町の見解なのですね。

○議長(木下 敏) 町長。

○町長(杉原 太) そういうことではなくて、今現在は間違いではないと思っております。

ただ、そういうふうに懸念するというか、こういう御意見もありますので、その御意見を踏まえた部分で、次回に向けて検討していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長(木下 敏) 田村敏郎議員。

○5番(田村敏郎) 何回も申し訳ないですけども、そうしますと、この問題については、このままで行くのだと、要は、規則は関係なのだという考え方でいいのですね。私はさっきから聞いているのは、なぜ規則に載せないのですかということです、納付金を。載せるべき事項ではないのですかということをやっているのです。ほかに町長が定めるものとか何とかと項目はありますけれども、そういう問題ではないのですかと言っているのです。運営だとか何とかではなくて、要は、納付金というお金を要求しているのですよ。それはないから払わなくていいと、理屈ですよ、そういうのは。町の姿勢として、納付金という形でお金を要求しているのです。それを規則に載せなくていいのですかという話、単純な話です。先ほどから見解の相違だとか、あるいは不都合が生じた場合は後で直す、是正するという話ですけども、そういう問題なのですかということ、私は再三言っているのです。そういう大事なものを規則に載せなくて、いわゆる要項に載せたからいいのだという話になるのですかということなのです。そこだけお願いします。

○議長(木下 敏) 今、再三の質問の中で、今後、指定管理者の議決事項にもなりますので、非常に微妙な問題で、このときだけいいとか、後で直しますという話は、やはり行政の中では好ましくない部分もあるので、申し訳ないけれども、理事者のほうできちっと答弁調整するなり、精査してください。

暫時休憩いたします。

午後 1時18分 休憩

午後 1時45分 再開

○議長(木下 敏) 休憩前に引き続き、再開いたします。

田村敏郎議員の質問に対する答弁より入ります。

町長。

○町長(杉原 太) 規則に載せるべきではないかとのお話ですけども、今定例会の会期中に、七飯町公の施設に係る指定管理者の指定手

続等に関する条例施行規則について、誤解が生じないように、精査の上、明示してまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長(木下 敏) 通告順に発言を許します。

若山雅行議員。

○15番(若山雅行) 今回は5問用意しましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、1問目、来年度、令和5年度の予算編成等について。

来年度、令和5年度予算は、町長就任後初めての当初予算編成であり、公約等がどのように反映されていくのか町民は大いに期待を持っていることと思う。

そこで、本格的な作業はこれからであると思うが、現時点での、来年度、令和5年度一般会計の予算編成の方向性や予算編成に対する町長の考え方等について伺いたい。

1として、予算編成に向け、歳入歳出の動向等についてどのように考えているか。例年どおりなのか、何か編成方針を変えるような考え等はあるか。

2点目として、何か目玉となる事業等について検討されているか。

3点目として、次の事業の予算化等について検討しているか、あるいは検討する予定はあるか。

(1)として、地域公共交通に関して、実際にデマンドバス等を走らせる実証実験に関する予算。

(2)として、七飯町福祉灯油等の助成に関する条例(平成25年9月20日)第21号に定める福祉灯油等の助成額の増額。

(3)図書館の新規建設に向けた準備費用等の予算。

(4)給食費扶助額等の拡大及び給食費値上げについて。

(5)として、ゼロカーボンシティを目指す取組に関する何らかの予算。

大きな4として、最後、歳入に関して、17款寄附金1項寄附金1目総務費寄附金のうち、

いわゆるふるさと納税をどの程度見積もることを検討しているか。

以上です。

○議長（木下 敏） 財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） それでは、御質問の来年度の予算編成等についてお答えいたします。

若山議員の御質問の前段にもありますとおり、現在、各課から提出された予算要求書の集計作業中であり、本格的な編成作業はこれから始まりますので、現時点で全ての事業及び予算が集計されていないことから、答弁については、時期的にお答えできる状況ではないことをまずもっと御理解願います。

また、質問も4点いただいておりますが、予算の詳細な内容や積算金額等は、今後の予算編成等に大きく影響される場合もございますので、個々具体的な事業の予算額等もこの段階では御回答できる状況ではありませんので、この点についても御了承願います。

最初に、予算編成の概略スケジュールを交えながら答弁させていただきます。

令和5年度予算編成に向けては、10月28日に、令和5年度各会計予算の編成についてと題しまして、各課各部局に予算編成方針を通知しております。その後、11月4日に各職員を参集させ、予算編成方針の説明会を開催し、その際、町長から予算編成に向けた考えを述べていただいております。

また、予算要求書の提出期限を一般経費、いわゆる経常的な歳出予算については11月15日まで、政策的な予算は12月5日までを期限として、編成作業を進めることとなりますが、一般経費については、昨今の物価や燃油高騰に対する的確に予算を計上するよう指示しており、また、新型コロナウイルス感染症の影響下にありながらも、これまでどおり各種行事やイベント等の開催経費を見積もり、ウィズコロナによる地域の経済対策に配慮するよう予算編成方針の通知内容としております。

また、政策的な経費である事業予算、投資的

後、予算査定を経て予算化されることから、御質問の1点目にあります歳入歳出の動向というについては、可能な限り町長の公約等を予算に反映させていきたいと考えており、それらの財源については、有利な補助金や起債事業が活用できるかどうかを踏まえ、今後本格化する予算編成で整理してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、2点目から最後の4点目までですが、先ほどの1点目で答弁したとおり、これから本格化する政策的な経費である事業予算の査定、編成作業をとおして整理してまいりたいと考えておりますので、御質問の2点目の目玉事業等について検討されているのか、3点目の（1）から（5）までの個々具体的な事業の予算化、その検討状況について、4点目のふるさと納税寄附金の見積額については、答弁の前段でも御説明したとおり、今後の予算編成等に大きく影響される場合がございますので、現時点で公表できる状況ではないことをまずもっと御理解願いたいと思います。

私からは、以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 予算額を聞いているわけではなくて、検討される項目として上げているかとか、そういうことを聞いているわけです。3月に、次回の定例会では、3月で予算として提出されてしまって、我々の意見とか、余りどうなのか分からないものですから、ここでいろいろ、これは検討しているけれども難しそうだとか、これはぜひ検討してみたいとか、そういうようなことを聞きたいということで、例として、税収はどうだとか、そういうところを聞きたかったのですけれども。

例えば地域公共交通の、ここで上げている実証実験については、今回、補正予算として五千何百円、タクシーチケットが出ていますけれども、そうではなくて、実際にバスを走らせる、どのような形になるか分からないけれども、それに向けて何らかの検討、来年度なのか再来年度なのか、その辺のところを、有利な補助金を見つけてというお話なのですけれども、当然そ

れはやるべきことだと思っっているのですけれども、こういうことを一つずつ、ここに上げている項目について検討しているか、あるいは検討する予定はあるかということで、町長の公約も含めて御答弁いただければなど。なかなか難しいなら難しいで構いませんし、財政の都合があるとか、それはそれで別に構わないのです。

例えば先ほど同僚議員からもあった福祉灯油等については、私の近くの知り合いについても、アップル商品券5,000円もらって、5,000円で少ないなんて言っていません。5,000円もらっても非常に助かったという話をしています。

これについては、前回のいろいろな質問でお話ししたときに、道から1万2,000円分が出てくるので、今年度については5,000円で我慢してくれと。来年度以降については、いろいろ検討してくれるのかどうか、金額をアップするのか、財源をどこから捻出できないかと、そういう検討をしているかどうか、そこをやってほしいということなのです。

その知り合いは、5,000円のアップル券と1万2,000円、20日前後に口座に振り込みになっていましたけれども、電気料がすぐ9,000円引かれるとか、そういう大きな支出があって、生きていくのは、年配の方は大変だなという中で、福祉灯油についてどうなのか。先ほどの同僚議員からの質問もありましたけれども。

例えば給食費を値上げしないでやっていくのか、値上げももう視野に入っているのか、そのところの町長の考え方について、できるだけ頑張っていきたいのか、値上げしないのか、あるいは扶助枠を増やすのか。給食費は、単純に子供たちだとか子育て世代を支援するというだけではなくて、移住者に対して非常にアピールするような材料でもあるわけです。そういう内容についてどういうふう考えているのか、当然考えているのだけれども、まだ出せないという話なのか、そのところを教えていただいてもいいのかと思います。

併せて、ふるさと納税についても、今回の補

正予算で3,200万円ほど歳入増額で上げています。何か非常に好転している材料があるのかもしれませんが。ですから、ふるさと納税についてどのような、もう少し大きな金額を歳入として入れるのかどうか、そのところを聞きたいので、もう一度、余り冷たい答弁ではなくて、もう少し分かるような形で言っていただければと思います。

○議長(木下 敏) 町長。

○町長(杉原 太) 来年度、令和5年度の予算編成についてでございますが、11月4日に各課長、係長を対象に当初予算編成方針説明会を開催しました。現在、各担当課において予算要求額明細書の策定に取り組んでいるところで

す。年明けには、国から来年度の地方公共団体の歳入歳出見込みと地方交付税の総額見込みである地方財政計画が公表されることから、予算規模や財源の確保を精査し、施策の展開について練り上げ、1月中をめどに新年度予算を策定する予定であります。

新年度予算編成では、子供から高齢者までが文化・芸術・スポーツに親しみ、生きがいを持って暮らせる、健康寿命を高めるまちづくり、併せて堅実でバランスの取れた計画的で効率的な行財政運営に努めることを念頭に、ゼロカーボン、DX(デジタルトランスフォーメーション)、SDGs(持続可能な開発目標)など、時代のニーズと町民の声を生かした、現場の意見を盛り込んだ予算編成を提案するように、現在、指示しているところでございます。

議会での議論、町民からの意見を参考に、3月定例会での提案に向けて準備を進めているところですので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 若山雅行議員。

○15番(若山雅行) 今の段階でなかなか言質を与えるような答弁はできないというのは分かるのですけれども、具体的にふるさと納税の金額をどのくらい目標としてやっていくつもりなのかとか、図書館の準備のための活動という

か、そういうのをする予定だとか、何かそのような、ちょっと予告編として出していただければと思うのですが、そういうこともお話しできないでしょうか。ここに書いている事例をもう少し説明いただければと。

町長の今おっしゃったのは、誠実にきちっとやってくれそうだなという気持ちは分かるのですけれども、もう少し何か、これについてこういうふうにしたいという。給食費について、値上げしないでやっていきたいということなのか、そこのところをちょっとお聞きしたいのですけれども、来年度の予算でそういう話をするのはあれなのかもしれないのですけれども、そこのところでもう一度、答弁できる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 今お話ししたとおり、とりあえず来年度の財源がまだ見えない。国のほうも地方交付税の関係の部分も、地方財政計画が年明けなのです。1月明けてからなのです。そういうものとり合わせながらです。

今進んでいる部分に関しては、当然現状維持はもちろんですけれども、そこから前進するような施策を展開していきたいと思っておりますし、文化・芸術・スポーツのほう、そして高齢者の方々にも健康寿命を高めるような政策を進めていきたいと思っておりますので、総合計画に載っている事業も併せて考えているところですので、今の時点では、御理解いただきたいと思えます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 今の時期、なかなか分からないということで、1問目についてはこれで終わります。

次、2問目に行きます。

2点目は、町民の声を生かしてつくるまちづくりについて。

町長の立候補時からのキャッチフレーズである町民の声を生かしてつくる七飯町は、令和4年度七飯町施政方針の第6「ともに歩むまち」の中で、「町民と行政と議会が協力し合い、自ら考え行動し、暮らしの声を生かした町民主体

の協働のまちづくりが必要であります。地域懇談会（タウンミーティング）による町民の声を生かして創るまちづくりを進めるため、町政運営の参考あるいは町政に反映するための御意見を拝聴し、生かせるような場の設置を検討してまいります」という考えに集約されていると考えるが、この地域懇談会（タウンミーティング）等、町民の声を聴く政策等について伺いたい。

1として、令和4年第4回七飯町議会臨時会の町政動向報告によれば、10月6日及び19日に七飯町タウンミーティングが開催されている。この地域懇談会（タウンミーティング）について、これまでの開催状況はどうなっているか。開催申し込みはどの程度寄せられているか。また、開催の方法（開催場所、テーマ、出席する職員、実施後の広報等）はどのように決められているのかと。選定において偏り等をなくすためにどのように工夫しているか。

2として、地域懇談会（タウンミーティング）は、前町長の平成31年度七飯町施政方針の第6「ともに歩むまち」に「引き続き出前町長室を実施し、町民の皆様の意見などを真摯に受け止め、町民の視点で行政を執行してまいります」。令和2年度の七飯町施政方針の第6「ともに歩むまち」には、「このことから出前町長室を実施し、町民の皆様の意見などを真摯に受け止め、町民の皆様とともに行政を進めてまいります」。令和3年度七飯町施政方針の第6「ともに歩むまち」にも、「このことから出前町長室を引き続き実施すべきと考えますが、新型コロナウイルス感染症の収束が不透明なことから、感染状況を見極めながら実施してまいります」とあった出前町長室とはどこが違うのか。

3として、地域懇談会（タウンミーティング）は、新型コロナウイルス感染症の収束の状況を見極めながらとあり、新型コロナウイルス感染症に留意しつつ開催されるものと承知しているが、今後どのような頻度等で実施していく予定かと。議員の参加は検討できないかと。また、町民の声に偏りをなくすためには、どのように

考えているかと。

最後、4として、今年の新道7月27日付、「読者の声」欄に、七飯町の主婦の方から「水道事業民営化に懸念」のタイトルで、「使用水量がふだんより多く表示されたときに、町の水道課がすぐに漏水調査をしてくれ、素早い適切な対応に頭が下がる」と感謝の声が寄せられた記事が掲載されていた。同じように、広報ななえに、読者(町民)の声欄等を設けることや、以前実施していた「目安箱制度」の問題点を改善の上で復活することや、最近の技術であるSNS等を最大限活用すること等、町民の声を聴く手段として、地域懇談会(タウンミーティング)以外考えていないのか。

以上です。

○議長(木下 敏) 政策推進課長。

○政策推進課長(花巻 亘) それでは、順にお答えしてまいります。

1点目について、まずお答えしてまいります。

これまでの開催状況は、10月6日に新日本婦人の会、10月19日にミミズク会、12月2日に七飯クラブの合計で3回開催しており、この3回以外には、一つの単位町内会から開催に向けての御相談があったところでありますが、正式な申し込みにはまだ至っておりません。

また、開催方法は、タウンミーティングの実施に当たっての参加条件等のルールをホームページでお示しした上で、希望団体からの申し込みに基づき開催しており、テーマや日時などは開催申込者と協議の上、具体的な開催方法を決めてございます。

なお、対象者の選定においては、例えば複数の団体から同時期に開催の申し込みがあった際は、これまで開催実績ある団体より初めて開催する団体を優先するようなことは想定しておりますが、なるべく多くの団体に開催の機会を設けられるように工夫してまいりたいと考えてございます。

次に、2点目についてお答えをしてまいります。

これまでの出前町長室は、進め方として、開催申し込みのあった団体から希望のあったテーマについて、まずは町長講話としてお話をした上で、出席者からの質疑や意見について、主に同席していた担当部長や課長から対応するというような内容で、どちらかといいますと、出席者の方に町の考え方を御説明して、理解を深めていただくことを目的として実施しておりました。

今年度からタウンミーティングでは、新しく就任された杉原町長の下、町が目指す町民の声を生かしてつくるまちづくりを推進するため、町長自らが町民の方と対話しながら声を聞き、これからの町政に生かしていくために、テーマについて、町の考え方を御説明するというよりは、出席者の方からの御意見をお聞きすることに主眼を置いて進めている点が大きな違いであろうと認識してございます。

3点目についてお答えをしてまいります。

まずは、現在も感染者が発生している状況を踏まえ、開催には慎重な判断が必要と認識しているところでございますが、現状のところ、今は申し込みはございません。今後申し込みがあった際は、感染状況を見極めながら、可能な限り開催に向け調整を図る所存でございます。

なお、タウンミーティングは、あくまで希望者の方からの申し込み制でございますので、こちらのほうで年に何回とか月に何回といった開催頻度については明言できませんので、御理解をいただくようお願いいたします。

また、開催に当たりましては、あくまで町内の団体等を対象としておりますので、議員個人とのタウンミーティングというのは想定してございませんが、開催希望の団体等の一員として御参加いただくことは全く問題ないと考えてございます。

次、4点目についてお答えをしてまいります。

町民の声を聞く手段としては、確かにSNS等の活用など別の方法も考えられるところでございますが、現在、町としては、このほど新体制の下、始めたばかりでございますタウンミー

ティングの実施にまずは注力して、その開催実績を踏まえた上で、別の手段も検討してまいりたいと考えております。あくまで、まずはタウンミーティングを軌道に乗せることを優先したいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） タウンミーティングを優先させるということは、ここで書いた、僕の思いつきなのですけれども、広報ななえに、読者の町民の声を聞く欄だとか目安箱制度だとか、そういうものについては考慮しないという答弁なのかどうか、お願いします。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） 町民の声にしっかりと耳を傾けることは、町としても最も大切にしなければならない根本的なこととございまして、これは、部署だとか部局だとか担当の違いに関係なく、不偏なものと考えてございます。

繰り返しになりますけれども、まずは、現在始めたタウンミーティングを軌道に乗せることに、まずは注力させていただいて、この実施状況でありますとか、いただいた御意見でありますとか、それも併せて、これからそれらの方法についても、今後検討の課題となるものであると認識してございますが、今現在については、まずはタウンミーティングを軌道に乗せることを念頭に置いて活動していきたいと考えてございますので、御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 今はタウンミーティングという話なのですけれども、町民の声を生かしてつくるまちづくり、これはすばらしいキャッチフレーズというか、同感したいと思えます。いいねを押したいと思えます。

また、地域懇談会（タウンミーティング）で町民の声を聞くというのも、これもすばらしいことだと思えます。だけれども、今回の定例会で出された町政報告会にあるものをいれて3回

しかやっていなくて、残り一つあって、それについて調整をどうするかになっているということで、頻度云々かんぬんより、非常にかけ声よりも少ないのではないかという印象を受けるのですけれども、そここのところをどう考えるかというのと。

ホームページで開催要項というか、こういうふうにやりますというのが載っていて、町に対する要望や苦情等は除きますとあるけれども、町長と話ができるというのであれば、いろいろなことを話ながら、要望もしたいし、窓口がこうだとか、そういう苦情も言いたいこともあると思うので、それを頭から駄目だと言ってしまうのはどうなのかなと思って、そここのところをお願いします。

それと、開催希望を申込書に記入するというのは、例えば12月何日をお願いしますと、1か月前からとなっているときに、その日にやってくればいいけれども、違ったらあれなので。普通だと、町長とタウンミーティングをしたいという要望を出して、いつ頃スケジュールがあるからどうですかというのが、町民としては、開かれた門戸のようなイメージを持つのではないかと思います。何月何日をお願いしますと、最初から申し込みに記載しているよりも、タウンミーティングを町長としたいのだと、こういうテーマでと。ついては、町長の時間が取れたときに連絡して何かするというほうが町民としては非常にいいのではないかと。それでどういう順番でやるかとか、そういうことが一番いいのではないかと考えます。

それと、町の広報の裏のほうに、SNSのマークがいっぱいついていて、これは町側から一方的に発信するだけで、町民側からの意見を聞くようなことは今のところ想定していないということなのですか。

それと、タウンミーティングの結果について、何らかの形で開示するとか広報するとかというのは考えていないのかどうか、そここのところをお願いします。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） それでは、順に

御回答してまいりたいと思います。

まず、一応ホームページのほうでは、要望や苦情等は除きますと書いているのですけれども、趣旨として、要望や苦情をメインとしたもの、そのみを目的としたものは除かせていただきたいという趣旨でございまして、当然、町長と直接意見交換、お話をする場ですから、話の流れによっては、現状について、こういうふうにしてほしいという要望があったり、苦情的な意見があったりというのは、当然そのような話の流れになることは認識してございますので、最初からそのみを目的にするものはなるべくやめていただきたい。なるべく建設的な意見交換の場にしたいという趣旨で載せているものでございまして、タウンミーティング開催の中で、お話の中で、そのような意見を拝聴したりするというのを全く最初から排除しようとしているという趣旨ではございませんので、御理解をいただきたいと思います。

また、申込書のほうに、確かに開催希望日時と書いていただくことになっているのですけれども、今までの過去の3回の例もそうなのですが、まずお問い合わせをいただいて、希望の方とテーマについてお話をし、当然開催申込書をいきなりつくって出していただいてもいいのですけれども、まずお問い合わせいただいた段階で、いつぐらいに開催したいのですかということをお話を聞いて、それで町長の日程を調整して、この日なら、何時なら大丈夫そうですということを確認した上で、今までの例でございますと、開催申込書を出していただいております。一応ホームページのほうに様式を載せておりますので、この様式、直接出されたことは今まで余りなかったのですけれども、まずお問い合わせをいただいて、テーマだとか日時については調整した上で、その後にこれを出していただいているというのが実際の運営の形になっておりますので、御理解いただきたいと思います。

SNSについては、現状のところ町から発信しているものがほとんどであろうと思っております。コメントだとかを載せられるものもあるのかもしれませんが、それについて

は、全てがどうかは今確認できないのですけれども、基本的には、町からの発信をメインにしているものであると理解してございます。

開催の結果について公表したらいいのではないかとことでしたけれども、これまでタウンミーティングの開催に向けての事前準備や制度構築、そして、3回の開催に注力して、軌道に乗せることを優先させてきた旨は最初に御答弁させていただいたところですが、事業の経過具合として、今のところまだ、開催結果の報告についてはまだ至っていないというだけで、その必要性は当然感じておりますので、それに向けて今後は検討してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 確かに申込書の中には、注意点、留意点として、（1）として、③要望または苦情を目的とするものと申込書には書いています。けれども、タウンミーティングのホームページには、町に対する要望や苦情は除きますと書いている。表現がちょっと違うので、きちっと書くべきだと思うし、今おっしゃったとおり、申し込みをする際には、事前に政策推進課まで御相談くださいと小さな字で、同じ字で書いています。だからもっと分かりやすく。たくさん受けるべきだと思うし、いろいろな声を聞かないと、10個や20個の団体の意見を聞いて、それが町民の声だと思われるも困るわけです、正直なところ。だからいろいろな意見を聞いた上で政策を実現してもらいたいので、もう少しタウンミーティングの募集の説明を分かりやすく、これならやってみようかなと思うような内容にすべきではないかと思うのと。

軌道に乗るといふ言い方をしているのですけれども、どういうふうになったら軌道に乗ったと判断するわけですか、月に何回やったとか、どういうあれをしたとか、そこはどういうふうに考えているわけですか。僕はもっともっとたくさんいろいろな人と話をしてもらいたいと、

忙しいと思うのですけれども、地域公共交通のときに4か所でいろいろヒアリングしたときに、町長が出ていろいろな話をしてくれました。僕も全部のところに出させてもらって、いろいろな意見を聞いて、町民からいろいろな意見が出て、こういう会というのは非常に勉強になるのだと思ってあれでした。町長も出て真剣に話を聞いてくれていたので、そういうようなことをタウンミーティングでイメージしているのですけれども、もっともっとたくさんやるように、忙しいと思いますけれども。どういうふうになったら軌道に乗ったというふうに、一応政策として胸を張って言えるようなものになったのどうか、そこをどういうふう考えているか。

それと、この要項についてももう少し分かりやすく直す必要があるのではないかと思うのですけれども、その辺についていかがでしょうか。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） それでは、お答えしていきたいと思います。

まず、PRの方法だとかホームページの載せ方、申請書の書き方、それと最後にございました要項の申請の仕方だとかについては、大変有り難い御意見だと拝聴いたしました。これからなるべく多くの開催回数を重ねていきたいと思っておりますので、我々としても、本年度できたばかりの制度、まだ過渡期にあると認識しておりますので、若山議員のように建設的に、前向きに改善に向けた御意見をいただくことは大変有り難いことで、このような御意見を基にPRの方法についても、どんどんこれから考えていきたいと思っておりますし、現在のところ3回しかやっていないので、ちょっと少ないのではないかというお声でしたけれども、確かに広報紙9月号に掲載して、ホームページに載せていますけれども、申請の方法だとかも分かりづらいたところがあると御指摘いただいておりますので、まずは、御指摘いただいた点、ほかにもPRの方法などについては、これからもどんどん検討して改善していきたいと思っております。

軌道に乗ったというところなのですけれど

も、まさに私ども考えている軌道に乗るというのは、こういうような御意見をたくさんいただいて、制度としてより町民の方に分かりやすく、成熟してくる、開催の回数が増えることはもちろんいいことなのですけれども、回数だけにとられることなく、制度としてどんどん成熟していくために、こういうような御意見をたくさん拝聴して改善していく。こういうような御意見が一定程度出尽くして、制度としてある程度安定してきたというのを軌道に乗るというふうに理解しようと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 今の話だと軌道に乗るまで時間がかかりそうだという印象を持つのですけれども、しっかりやっていただきたいと思っております。

それで、併せて、軌道に乗るのが時間がかかるのであれば、先ほどちょっと言ったとおり、意見を聞くということだけを主眼にすれば、目安箱だとSNSだとか、こういうものも併せて、何か活用の仕方がないのかどうかを時間を取って検討していただければなど。僕なんかは、広報に町民の声の欄を設けるとか、発想として貧弱なのかどうか分かりませんが、そういうものと一緒に、そんなに金のかかる話ではないので考えて、声を聞くということ。

もちろん厳しい意見もあるし、本当に取り上げるのはどうかと思う意見も目安箱のときにはあったと聞いています。だけれども、そういうものも入れながら、いい意見も取れるような何か工夫をするということで、そういうものを検討していただきたいと思っておりますし、すぐやれということではなくて、町行列の中に用意していただければと思うのですけれども、最後、そこだけ課長から答弁をお願いします。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） それでは、お答えをまいります。

町民の声を聞く場として、例えばタウンミーティングのほかにも、苦情であるとか御意見を述べたいという内容については、現状でもそれ

それ担当課でも御意見をいただく場合は真摯に対応してございますし、一般的な苦情を申し立てたいという場合には、現在も町には広聴制度もございます。

ただ、おっしゃるとおり、それらの制度だけでは、必ず全部拾い切れているというのは、なかなか難しいところもあるかもしれませんので、以前やっていたいろいろな手法で意見を聞く方法がございました。様々な問題があってやめることになっているという認識もございますので、今後、それらについて改善できるものは改善するなどして、検討はしていきたいと思っておりますが、なかなかすぐにどうこうするのは難しいかという認識はしてございません。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） そういうのはなかなか、ネーミングの問題だとか雰囲気づくりだとかいろいろありますので、工夫して、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、2問目を終わって3問目に行きます。

3、新型コロナワクチン接種事業について。

NHKのdボタンのデータ情報、新型コロナ道南のワクチン情報を時々確認している。週単位で情報が更新されているが、他の自治体の情報と比べて七飯町の情報量が見劣りするような印象を受けている。ついては、新型コロナ道南のワクチン情報を含め、新型コロナワクチン接種について伺いたい。

1として、新型コロナワクチン接種も5回目の接種や小児への接種が開始され、開始当初により管理面で複雑になっているが、接種事業は順調に進んでいるか。

2点目として、ワクチン接種の予約電話が混み合っつながりづらいたの話は今でも聞かすが、改善されているのか。以前は翌週の予約のみであったが、予約の仕方に工夫、変更等があったのか。

3として、NHKの新型コロナ道南のワクチン情報の七飯町の情報には、オミクロン株対応

ワクチンのことや4歳以下の小児に関する情報が入っていないが、これは情報過多による混乱を避けているのか。公共の電波をもっと活用して情報発信を行ったらどうか。少なくとも広範ななえに記載している情報は載せたらどうか。

4として、NHKの新型コロナ道南のワクチン情報の七飯町の接種人数や接種率情報が訂正されていることがあるが、接種人数の把握は、個別接種を実施している町内各医療機関との連携は問題ないのか。各医療機関の負担等になっているようなことはないか。

5として、新型コロナウイルス感染症対策として、やはりワクチン接種が極めて重要であることが明らかになったと思うが、ワクチンの接種率を上げる対策を何か考えていないのか。

6として、最後です。10月から開始されたオミクロン株対応ワクチン接種はどの程度進んでいるのか。

以上です。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（岩上 剛） 1点目についてでございます。

御質問にありますとおり、接種回数の違いや対象年齢による接種区分の追加等により管理が複雑になってございますが、慎重に慎重を重ね、現在、順調に進んでいるものと認識してございます。

2点目でございますが、オミクロン株対応ワクチン接種を10月上旬から開始しており、これまでの電話予約でつながりづらかった対策として、予約コールセンターのオペレーター人数を大幅に増員して対応するなどの見直しを行っております。そのため保健センター内の対策本部への苦情電話も大幅に解消されていることから、一定の効果が現れているものと認識しておりますし、住民の方からも、以前よりも早く電話がつながったなどの評価もいただいております。

また、予約枠は、ワクチン供給の見通しが確保されている期間を開放し、現状では、年内12月下旬までの予約を開放している状況となっております。

3点目について、詳細な情報を掲載するには、町ホームページや広報紙の活用、折り込みチラシ等を主とさせていただいておりますが、御質問にもありますように、情報過多により必要な情報が埋もれてしまうなどの可能性を懸念しておりました。しかし、様々な意見等を踏まえ、必要な情報については積極的に掲載するよう改善をしております。

また、地元ラジオFMいるかへ接種率向上を目指すアナウンスを依頼するなど、PR拡充に努めているところでございます。

4点目、NHKのワクチン情報については、実施医療機関が接種を行った個別情報を随時国の共通システムへ入力し、積み上げられたデータを一定の時期に集約して更新しているところでございます。このため、各医療機関との連携を図ることが必要となり、事務処理に負担がかかっているところではございますが、国が速やかに接種人数や接種率を把握するための処理作業となっておりますので、御理解をお願いいたします。

また、数値等に修正の必要性がある場合もございますので、このことについては、今後慎重に取り組んでまいりたいと考えております。

5点目、接種率については、回数を重ねるごとに減少傾向にあるものと認識しております。特に60歳未満の方や未成年の接種率が伸び悩んでいる状況でございますので、さきにお答えをいたしましたとおり、今後、可能な限りの情報ツールを活用しながら、接種率を高める努力を行ってまいりたいと考えております。

特に、国からは年内に希望者への接種をするよう通知がなされており、町の対策としましては、集団接種の実施、個別医療機関については、時間外や休日の接種が可能となるよう依頼を行い、接種率向上を目指す体制確保の強化を図っているところでございます。

6点目のオミクロン株対応ワクチンの接種率についてですが、直近の数値としまして、3回目接種の方については254人、4回目接種の方、2,998人、5回目の接種の方、2,699人、合計5,951人であり、2回目接種済み

までの対象者2万3,351人に対して、接種率は25.5%の進捗となっております。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 若山雅行議員。

○15番(若山雅行) ちょっと事情をお話ししますと、11月17日のNHKのワクチン情報を見たら、函館市が15ページ、北斗市が9ページ、森町が5ページで、七飯町が3ページしかなかったわけです。それでこういう質問を考えてしまったのですけれども、その後、町の担当者の名誉のために言うておきますが、12月2日金曜日にデータが更新されまして、七飯町も13ページに増えておりまして、オミクロン株対応も小児対応ワクチンについても記載されておりました。これについては、今いろいろ意見があって、情報過多を抑えるためという話がありましたけれども、素早い対応に感謝したいと考えております。

直ってしまったので、ここで質問する話はなくなってしまうわけですけれども、NHKの新型コロナ道南ワクチン情報については、自治体からの情報を基に作成していますと。詳しくは各自治体にお問い合せくださいとなっていて、自治体が提供した内容を、接種率だとか、どこでやればいいのか、どうすればいいのか、いろいろなものを書いてあって、見やすいのかどうか分かりませんが、画面をスクロールしていくような形になっているのですけれども、あらゆるものを使ってそういうものをアピールしていくということをお願いしたいと思えます。

それで、今回、七飯の広報12月号を見ると、「初回接種、1・2回目接種がお済みでない方は、年内に接種を完了することを御検討ください」という、広報の文章には、ワクチン情報として載っているのですけれども、こういうものも同じように載せて、ページの制限があれば駄目ですけれども、どんどん載せたほうがいいのではないかと思うのと、先ほど話したとおり、接種率を高める努力をするという話なのですけれども、具体的には、どういうことをして高めていくのか。

もちろん子供の接種については慎重に、小児の新型コロナワクチン接種については、予防接種法上の努力義務が適用されることとなりました。ただし、接種は、本人及び保護者の意思で受けるものであり、強制されるものではありません。接種により期待できる効果と副反応等のリスクの双方について考慮いただき、接種を受けるお子様やかかりつけ医とよく御相談の上、接種の判断をしてくださいということで、強制ではないので、なかなか高めるのは難しいのかと思うのですけれども、僕の周りでも、3回受けたので、4回目、5回目はもういいのではないかというような話をされる方もいるのですけれども、副反応もあるので、ここでそういう話をするのは、強制と受け止められると困るのですけれども、できるだけ受けていただいて、ほかの人に移すリスクだとか、自分を守るリスクだとかも含めてあると思うので、どのように広めていくか、その辺のところの考え方を少し教えてください。広報に書いたとかチラシを入れたとか、そういうことしか今のところ対応のしようがないのかどうかというところで、もう少し率を、5回目、4回目の人の率を上げる。1回目、2回目で、高齢者の方は90%ぐらい超えています。これ以上は、本人の好みの問題とかもあると思うので、難しいのかもしれないのですけれども、ほかの回数のものについてももっと引き上げるような努力を、どのように進めていくのかだけお聞かせください。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（岩上 剛） それでは、まず、広報で、1回目接種、2回目接種、まだお済みでない方、1回目、2回目を打たなければオミクロン株のほうに移行できないというものもありますので、今のうちに、お急ぎくださいという促しなのですけれども、これについても文字数の関係等がありますので、もし入るようであればこの情報も新たに追加させていただきたいと思います。

どうやって高めていくかという考え方なのですけれども、それは私たち対策本部のほうでもかなり苦慮してしまっていて、広報に載せれば、そ

れが周知されたことになるのか、ホームページに載せればそれでいいのかということもかなり模索しているのですけれども、今すぐ対応できるツールの中で、迅速に情報発信できるというものがそこに限られてしまっている部分があるものですから、これについて、再度また、接種事業期間中に見直しを行って、対応できるものは迅速に対処していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 接種率を高める努力の中では、それが直接かどうか分からないけれども、電話が繋がらないというのは、もうやめたと思う人も結構いるのかと思うわけです。先ほどオペレーターを増員したとか、苦情の関係で、一定の効果があつたという話があるのですけれども、これはどのくらい、10人が20人になったとか、30人が40人になったとか、どのくらいの規模でオペレーターを増員して対応したのかと。

確かに僕も、隣のおばあちゃんの予約をしてあげて、10何回かけてつながったとかとあるのですけれども、今までは、月曜日にかけて翌週だったのが、何日か先まで取れて、今回は12月何日の分までですというけれども、あとは、また入ってきたときにやるので、またかけてくださいという話があつたりして、今言つたとおり、ワクチンの供給能力ということで、町の問題ではないのですけれども、それだったら受けない。もちろんどこで受けるかを決めてしまうと、先に行かないとかとある。そのところで、どのようにオペレーターを増員したのか、その辺のところを教えてください。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（岩上 剛） 電話予約のコールセンターについてでございますけれども、従来までは、大体1日平均七、八人程度のコールセンターの人員で対応しておりました。週明けの月曜日になると、当然、月曜9時からの開始なのですけれども、電話がそこに集中してしまうということで、まず、月曜日という曜日ではなかなか取りづらいという状況を踏まえまし

て、今回、10月から12月のオミクロンのコールセンターのオペレーターは最大25人に増員をかけた上で、週平均では17人体制で今のところ稼働しているような状況です。

そのため対策本部のほうにも電話がつながりづらいと、従来まで苦情の電話が殺到したわけなのですけれども、その電話の件数自体も大体3割程度に収まっていると。ピーク時には100%で、朝から晩まで電話が鳴りやまない状況が続いたわけなのですけれども、今回この増員によって、大体30%ぐらいの苦情電話と。しかも週明け早々の月曜日から火曜日にかけてがピークを迎えるような感じとなっております。

また、接種率については、いろいろな皆さんのお声をいただきながら、副反応が怖いからなかなか打てないのだと。実際にかかってしまって、自分がこの程度で済んだものだから、接種して副反応で苦しむよりはかかってしまったほうがというふうに、自分の経験で話される方もいらっしゃるやいまして、なかなか次のワクチンに進んでいかないという意見も寄せられております。そういうことも踏まえて、御理解いただければと思います。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） オペレーターの数とか、七、八人だったのが平均17人になった。予算の関係もある中、取りやすくなっているのは間違いないと思いますので、今後、取る方が少なくなるので大幅に増やしても意味がないというもあったりすると思いますので、誠実に進めていただきたいと思いますので、この問題は終わります。

それでは、4点目、道の駅エリアの借地について。

道の駅エリアの借地については、平成30年3月の道の駅なないろ・ななえ開業当初から、前町長は、借地契約をできるだけ早く解消したい旨を述べていた。

また、令和2年度決算審査特別委員会の前町長への総括質疑において、道の駅に関する土地貸借については、令和19年3月31日までの期間として契約を締結しているところである

と。土地購入に向けた考えに変わりはなく、道の駅開業以来7回にわたり相手方と面会しているが、その内容については、今後の交渉に支障を来すおそれがあるので差し控えさせていただきたいとの答弁があった。

そこで、前町長の宿題でもある道の駅エリア借地問題について、町長の考えを伺いたい。

1として、借地契約の内容。契約日を含む変更契約日、契約期間、地権者の数、借地面積、筆数、道の駅エリア全体の割合、借地料等道の駅エリアの借地契約の現状の状況はどうなっているか。そもそも開業前に用地の購入ができなかったのは、町の交渉ミス等ではないのか。

2点目として、七飯町の他の事業で借地契約により実施しているものがあるのか、あるとすればどこか。

3点目として、財政的な支出金額について、当初に土地を購入した場合、借地でスタートし、途中で購入した場合、借地契約終了後、今回の場合でいきますと、20年後に土地購入した場合、どの程度の違いが想定されるか。

4として、道の駅なないろ・ななえ関連の借入金返済に対して交付金算定等優遇措置等はどうなっているか。また、借地料の支払いに交付金算定等の土地はあるのか。

最後、5番目として、売却条件の問題ではなく、地権者が売却に応じてくれないというのであれば、町としてもいかにともし難く、土地を購入しないで借地のままで事業を進めることに方針転換し、その方針転換について町民に説明をしてはどうか。

以上です。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） 4問目の道の駅エリアの借地についてのうち1点目、3点目、5点目について関連がありますので、私のほうから答弁させていただきます。

まず、1点目の道の駅エリアの借地契約の現在の状況ですが、令和2年度決算審査特別委員会の資料要求で、氏名など一部黒塗りで提出しており、現在も状況は変わっておりませんので、全体として答弁しますと、面積は5,81

4.71 平米、道の駅の敷地面積全体、2万2,000 平米のうち約26%となっております。

また、不動産借上料として、令和3年度は248万8,590円を支出しております。

次に、用地が購入できなかったのは町の交渉ミスではないかとの御指摘ですが、当時、事業を進める上で最善の策であったと考えております。

3点目についてですが、最長であれば令和19年の賃借契約終了時に改めて交渉することとなり、相手のあることなので、土地購入費の想定金額など、現時点でお示しできるものはございません。

5点目についてですが、町のスタンスは当初から変わっておりません。しかしながら、あくまで相手のあることで、このままでは現契約の履行自体が危惧されますことから、現在は少し時間を置いて対応することが最善だと考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） 次に、御質問の2点目、4点目については財政課でお答えいたします。

七飯町が借地契約により事業の公用、公共用地として使用している土地は、道の駅エリアを除いては、一般会計で24件、公営企業会計で45件あり、そのうち一般会計の18件は、主に防災行政無線の屋外空中無線柱の設置用地となっており、公営企業会計の借地契約の45件は全て水道管、下水道管の布設用地となっております。

次に、4点目の道の駅なないろ・ななえ関連の借入金返済に対して交付金算定等の優遇措置についてでございますが、町が道の駅整備事業の財源に発行した町債の金額は総額で6億700万円を借り入れしており、このうち地方交付税で措置される対象の事業債は1億800万円となります。

この対象事業債1億800万円の元利償還金のうち、その50%が後年度において地方交付

税に算入されているものであり、また、町が整備した道の駅なないろ・ななえの施設のほか、民間事業者が整備した関連施設については、ふるさと融資の制度を活用し、町が建設資金の一部を貸し付けしております。その元金の償還には、事業者から貸付金返済収入として全額が回収され、町が支払う利子の償還金分については、その75%が地方交付税に算入されているものであります。

なお、4点目の質問の後段で、借地料の支払いに交付金算定等の措置はあるのかと質問されておりますが、土地の賃貸借契約については、特段、地方交付税の算定上、参入項目がないため、措置はされておられませんので、この件については御理解願います。

私からは、以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） まず、再質問に入る前に、地権者の方には、町の事業に協力をいただき、感謝しなければいけないのかと思って、あくまでもこの質問は、町の政策等について確認するという事で御理解いただきたいと思ます。

再質問というか、確認することとしては、まず3点くらいあって、それがすっきりすれば、このままでしょうがないということで済んでしまうのですけれども。

まず、1点目としては、日付の関係なので。先ほど説明はありませんでしたけれども、借地契約2本あって、AとBと分かれていますのですけれども、一つの借地契約に関して、道の駅の開業が平成30年3月。町の土地取得、全部の謄本を取ったわけではないのですけれども、平成28年1月26日、峠下315番6号、町が購入して、翌日受付で登録、平成28年、開業は平成30年。土地貸借契約証書は令和元年12月6日から令和19年まで。その中で、地権者の所有権移転の日付が令和元年8月9日売買となっております。8月に売買して、土地貸借契約が元年8月から12月6日だと。同じように計画して土地購入のいろいろ手配をしていけば、町のほうに売ってもらうことも可能

だったのではないかという、誰に売るかどうかというのとは所有者の自由ですから、町がどうこうすることはできない。この日付からいくと、買うチャンスは町にもあったのではないかということで、疑問点が一つ。

それと、先ほど言ったとおり決算審査特別委員会で契約書の写しをもらっています。それから何も変わっていないという説明のようですけども、その後、町は謄本を取ったりなんかしていませんか。所有者の物件変動について、その後あるのですけれども確認していないのでしょうか。

それと併せて、土地の合筆があつたりして、契約している土地が、謄本を上げようとしたら閉鎖されていたり、そういうようなことがあります。これは所有者がどういうふうにしようが自由なので何も言うあれはないのですけれども、そういう事実を町がしっかり把握しているのかどうかということを確認したかったのです。

それと、財源対策債について交付税算入50%、経済産業常任委員会の報告書から拾うと1億1,660万円になっていましたけれども、1,800万円だということなので、それはそれでよしとしましょう。

それで、契約書の内容では、第6条で、甲はこの契約によって生ずる権利または義務及びこの土地の所有権を第三者に譲渡し、または承継させてはならないと、一応こういうふうに相手方と約束をしています。ただし、甲の諸事情等によりやむを得ないと認められれば、あらかじめ乙の承諾、乙というのは七飯町ですけども、七飯町の承諾を必要とすると。土地売買等により所有権が変更となる場合は、甲は乙に遅滞なくこの状況を報告し、あらかじめ乙の承諾を得なければならないとなっています。

僕が懸念したのは、再質問として、土地の所有権が変わった場合、借地契約というのは、新しく登場した第三者なり、その方に有効なのかどうかと。それによって町の事業がうまくいくかどうか、問題ないのかどうかをちゃんと検討されているのかどうかというのを聞きたかった

のと。

最近、謄本を上げてみると、物件変動、ここでお話するのは、個人のあれなので控えますけれども、移動があります。特に変な移動ということではありません。だけれども、それを町が把握していないというのは問題ではないかと思うわけです。契約書を交わしたから、それでどうのこうのではなくて、それについてどう考えているのかを確認したいと思います。僕の謄本を取ったのが間違いないかもしれないので、そのところをお聞きしたいと思います。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） それでは、答弁してまいりたいと思います。

議員おっしゃるとおり、名義変更の登記がされているところでございます。これについては、当初、法人と契約を結んでおりましたけれども、その法人が解散という形になりまして、所有者が個人に変更となりました。それについて、町のほうと協議しまして、そこは致し方ないというところで、これについては町のほうも了承した上で、契約はそのまま継続しているという形で履行しているところでございますので、特段、今の契約が無効になるということもございませんし、そのまま引き続き履行しているということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） その点については、僕も法人の謄本を取っていないので分からないのですけれども、法人から個人に売買になっているので、実質所有は同じなのだけれども、法人から個人が変わったということで、法人と交渉してということなので、実質登記されている新しい日付は余り関係ないということであれば、それはそれで分かります。

後で言った、所有者が変更になった場合に借地契約というのは影響を受けないのかどうかというのと。

今回、所有者の権利の物件変動が登記されているわけですけども、それについて把握して

いないというのは、落ち度にはならないのですか。この契約書からいくと、町の了解を取らないとできないことになっているのですけれども、その点についてどうですか。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） ちょっと言葉が足りなかったようでございますけれども、後からということではなくて、事前にそのお話があって、それについて了承した上で登記のほうを申請いただいていると。もちろん再契約を結んでいるところでございますので、その辺は御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） そうすると、先ほど説明した令和2年度の決算審査特別委員会に出したその後に変更契約を結んでいるということによろしいわけですか。今の所有者と借地契約を結んでいると考えてよろしいわけですか。それはいつですか。令和3年度には一切交渉していないという答弁も以前に聞いているのですけれども、それはされているわけですね、そうすると。そのところをお願いします。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

午後 2時55分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

若山雅行議員の質問に対する答弁より入ります。

商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） 貴重なお時間を費やして申し訳ございませんでした。

謄本については毎年取っておりまして、改めて、たった今の状況ということで、町のほうに土地台帳というのがございますので、それもたった今確認しましたけれども、物件等については、登記上問題はなく、契約についてもそのまま履行されているという確認が取れましたので、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） そうすると、権利部、甲区の物件変動について、ないという答弁でよろしいのでしょうか。問題があるかないかではなくて、実際そういうのがあるのかどうかというのと。

土地が合筆されていたりして、謄本が閉鎖されていたりして、いろいろあるのですけれども、もしかすると僕の取った謄本が全然違うところを取っている可能性も全くないとは言えないのだけれども、そういう意味では、間違いないと自分では思っているのですけれども、物件変動はないという答弁ですか。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） 地番図と図面とも照らし合わせましたけれども、対象となる場所ではございませんので、確認取れておりますので、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 本当に間違いはないか、もう一度、謄本、僕が取っているのがありまして、今年の1月に移動があって、いろいろ地番が変わったり、分筆されたり合筆されたりしているので、全部取るのは費用がかかったので一部しか取っていないのですけれども、動きはないという答弁で間違いはないのですね。それ以上言われたら、僕はまた自分で調べるしかないのですけれども。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） この物件については、個人情報に当たりますので、暫時休憩いただいて調整したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

午後 3時18分 休憩

午後 3時24分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 休憩時間中にいろいろ

教えていただきまして、僕の勘違いというか、ちょっと違うところをあれしていたというのが分かりましたので、今回、先ほどの話については僕の間違いであったということで、おわび申し上げます。すみませんでした。

質問の追加で一つ残っているのは、借地契約で、所有権が変わった場合、影響があるのかどうか、そここのところだけ考え方を教えてください。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） 契約については、所有者が変わる前にうちのほうで、そういう相談が来ますので、その上で対応させていただいて、変更契約なりしているというところで、金額的なものについては別に変わらないということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 大変お時間を取らせて失礼いたしました。次回以降はしっかりしたいと思います。それでは、4点目はこれで終わります。

最後、5番目、令和4年度七飯町教育行政方針について。

令和4年度七飯町教育行政方針（以下単に「方針」という）により示された各種施策の進捗状況や成果等について伺いたい。

1、方針のⅢ、令和4年度の主要施策、第3、学校教育の充実。（1）学校経営の充実に「時間外在校等時間を公表します」とあったが、公表により教職員の勤務実態について理解を深めてもらえたのかと。

2点目として、方針のⅢ、令和4年度の主要施策、第3、学校教育の充実。（8）環境教育の充実に、「七飯町はラムサール条約登録湿地のある大沼国定公園や赤松街道など豊かな自然環境に恵まれていることから、それぞれの地域の特性等を踏まえた環境教育の充実を図ります」とあったが、各学校の具体的なテーマや実践はどのようなものか。

3として、方針のⅢ、令和4年度の主要施策、第3、学校教育の充実。（10）防災・安

全対策の充実に、「昨年度の通学路点検により、対策が必要とされた箇所注意喚起看板の設置を進めます」とあったが、設置され、注意喚起は進んでいるのか。

4として、方針のⅢ、令和4年度の主要施策、第4、生涯学習の推進。（1）生涯学習に、「また、図書館については、第5次七飯町総合計画に基づき、施設設備について検討を進めてまいります」とあったが、検討の状況はどうなっているか。

最後、5として、方針のⅢ、令和4年度の主要施策、第4、生涯学習の推進。（4）文化・芸術の振興に、「本年度は劇団四季による『このころの劇場』鑑賞会をリモートにより、小学校高学年を対象に開催します」とあったが、実施の状況及び反応等はどうかであったのか。

以上です。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） 1点目から3点目についてお答えしてまいります。

1点目でございますが、七飯町教育委員会では、教職員の時間外在校時間を公表することで、長時間勤務が課題となっている教職員の働き方改革に関する取組状況を把握し、長時間勤務の縮減に向けた実効性を確保することとしています。

公表の状況につきましては、令和4年4月から9月までの状況を町ホームページにおいて公表させていただいたところです。

公表することにより教職員の勤務実態について、保護者や地域住民の方の理解や協力が得られることにつながると考えておりますが、公表が最終目的ではなく、実態を把握する、また、把握してもらうことで、最終的に教職員の勤務時間縮減を図る手段の一つであると認識しており、今後も長時間勤務の縮減について継続して取り組んでまいります。

2点目でございますが、環境教育は、町内の各学校において、総合的な学習の時間の中で取り組まれており、各学校においてそれぞれ地域の特性や特色を踏まえた内容で実施されております。

具体的なテーマにつきましては、環境保護、自然観察、地域貢献など多岐にわたっており、実践活動としましても、田植・稲刈り体験、植生観察や登山などの自然体験、地域清掃ボランティア活動など、小学生から中学生まで様々な活動が行われておりますが、基本的に、全て地域への理解を深める内容へつながるものと考えております。

七飯町は豊かな自然環境に恵まれた町であり、今後とも環境教育の充実に努めることで、その豊かな自然環境を守り、自分の住む地区だけではなく、最終的には七飯町全体への理解を深めてもらえると考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

3点目でございますが、対策が必要とされた箇所への注意喚起看板につきましては、全3か所となっております、いずれの箇所も今年の12月中に設置を完了いたします。

児童生徒への注意喚起につきましては、看板が設置されるまで、学校より継続して指導を行い、並行して早めの設置を目指しておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 生涯教育課長。

○生涯教育課長（竹内圭介） それでは、4点目及び5点目について答弁をさせていただきます。

4点目の図書館の施設整備についての検討状況についてですが、こちらにつきましては、第5次七飯町総合計画で示されております内容に沿って、現在、基本構想、そして基本計画の策定を行うため、現在、作業を進めているところでございます。

次に、5点目の劇団四季による「こころの劇場」鑑賞会の実施状況及び反応等についてどうだったかという御質問でございますが、この事業につきましては、劇団四季が指定する幾つかの視聴期間の中から各市町村が希望し、劇団四季から割り当てられた期間において、各学校ごとにリモートで視聴するというような事業となっております。

今回、鑑賞会を実施した学校につきまして

は、町内全ての小学校と義務教育学校及び分校、そのほか七飯養護学校と、あと、本事業を共同で実施することとなりました鹿部町内の小学校1校を含めた合計8校となっております。

七飯町へ割り当てられた視聴期間は11月28日から12月2日まででございましたので、この期間で各学校で視聴を行っております。

なお、各学校の実施状況につきましては、報告期限が12月9日までとなっていることから、まだ集計が終わっていないため、詳細については、まだ完全に把握できていないというところで、御理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） まず、道路標識というか、注意喚起の看板はまだできていないと、12月までということ、これからやるということですか。大信寺のところをいつも見ていて、何も変わっていないので、どうなっているのかと思って、大分以前にこういう議論をしたかと思っていたので、そこのところをもう一度。もう予定に入っていて、業者のあれが12月いっぱい間違いはないのかどうか。別に、今、大変忙しい状況であるので、ずれるとかなんとかというのは構わないのですけれども、そこのところをお願いしたいのと。

1番目の時間外在校等時間を公表しますとやって、これお話を聞いたときには、各学校ごとに公表するのかなと、何とか小学校、岳陽学校とかとするのかかと思っていたのですけれども、小学校、中学校、義務教育学校ということで、概念ごとに分けて合計で出ているのですけれども、各学校ごとに出さないと、保護者へのアピールにならないのかなと。先生たちは働き方改革でいろいろ、たまたま取ったら大中山小学校の働き方改革としてこういうふうには減らしていくという話が載っているのですけれども、学校ごとに出さないのかということと。

これ見てびっくりしたのは、単純な時間外労働ではないということがあったので何とも言えないのですけれども、4月に100時間以上が

中学校で1人、5月に中学校で2人、6月に中学校で4人となっていて、この100時間というのは、過労死認定の、これだけで過労死と認定するわけではないのだけれども、業務と発症との関連性、いろいろあるときに、発症前1か月間、おおむね100時間を超える時間外労働した場合というあれになっているのです。それだけでなく、発症前2か月ないし6か月間については、80時間を超える時間外があった場合、これについては、ほかのものと併せて要注意ですということがあるのですけれども、これについてどのような指導をされているのかどうか。もちろん公表しないと我々には分からないわけですが、そこの指導の仕方と。減ってきているという、80時間以上があるけれども、減ってきているということで、そこのところの考え方をお願いしたいと思います。

それと、私もホームページとかいろいろ見たのは、「こころの劇場」は、今年は「人間になりたがった猫」でいいのかどうか、これをあれしたのかどうか。また、各学校からの報告があったら教えていただきたいと思いますので、その確認をお願いします。

それと、2点目の各学校の具体的なテーマ、実践については、各学校ごとに教えてもらって、大沼岳陽学校は登山ですとか、大中山何とかはこういうあれですとか、もし差し支えなければ、どういうことをテーマとしてやっているのか、テーマの内容だけ教えていただければと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 教育総務課長。

○教育総務課長（悟楼 司） 私のほうから、通学路点検の看板について御答弁申し上げます。

発注について、教育総務課のほうで発注を行っているということから、答弁してまいりたいと思います。

この間、道道ですから、北海道のほうと協議を重ねてきたところまでございまして、看板を設置するに当たって構造計算が必要だということで、当初、直営で、私どもの技術者のほうでや

ろうとしていたのですけれども、なかなか構造計算の技術的な要件というか、諸条件がありまして、私どものほうでできないということから、業者に委託発注したということで少しお時間をいただきました。その後、工事発注は11月21日に契約をして、発注もしております。業者のほうにも速やかに設置できるようにということで進めてございますので、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） それでは、まず、発表の仕方でございます。先般、議員より前の議会で御質問があったときに、私どものほうで小学校及び中学校という区分で公表を考えているということで答弁してございます。今回、4月から9月分を公表するに当たって、どのように公表するかということで、区分の方法ですけれども、小学校、中学校、義務教育学校という分け方に行っているところでございます。こちらのほうは、細かく出すと、人数が少ない学校もございまして、その辺は、小学校、中学校、義務教育学校という学校ごとの区分で分けさせていただいているということで、御理解いただきたいと思っております。

あと、長時間勤務の100時間を超えている先生方がいるということで、まず、公表した時間は在校時間となっております。具体的には、朝、先生方が登校してタイムカードを押した時間、そして、帰るときのタイムカードを押した時間、そして、通常勤務する時間がありますので、それを引いた数字ということで、この数字となっているところでございます。

考え方なのですけれども、やはり私どもも100時間を超えるような長時間勤務の先生方の状況は把握してございます。具体的に言いますと、残られているのは教頭先生及び部活の指導を担当している先生方で、どうしても年度当初、4月ですとか中体連の部活動が一番繁忙期、5月、6月というのは、どうしても練習ですとか遠征ですとかといったことで、こういった形で時間が延びてしまうところでござい

ます。

ただ、こちらのほうの長時間学校にいるということについては、当然私どもも望ましい状態ではないと認識しております。そのため、働き方改革として、文部科学省、国、北海道教育委員会、そして我々町教育委員会と全体で取り組んでいるところでございます。

具体的には、例えば留守番電話の運用ですとか、夏期休暇中の学校閉庁日の設定ですとか、そういったもろもろを減らす努力をしております。こちらのほうにつきまして、我々のほうで校長会を通じて、学校長に、このような働き方改革を進めるという話をしております。

基本的には、各学校のほうで、校務をつかさどる学校長のほうから各先生のほうに指導をしているところでございます。各学校長のほうも把握しているところでございますけれども、結果としてこのような状況になっているところでございます。この時間をなるべく減らして、我々のできることをやって、各先生方がこういうことに追われるのではなく、子供たちのほうに向かう時間をつくっていきたいというのが、今回の働き方改革の趣旨でございますので、御理解をいただきたいと思います。

あと、各学校のテーマについては、こちらのほうでも把握してございますが、多岐にわたるので、答弁では抜粋してお話をしております。

順に申し上げますと、峠下小学校では、「豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて、次代の社会形成をすることに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科横断的な視点で育成する」というテーマで実施しております。

七重小学校は、「みんなでエコチャレンジ」環境保護をテーマに、ごみのリサイクルを研究しております。

藤城小学校は、「SDGsの中の環境」をテーマに「飢餓をゼロ、安全なトイレを世界中に、エネルギーをみんなに」そして、「クリーンに住み続けられるまちづくりをつくる責任、使う責任」「気候変動に具体的な対策を」「海の豊かさを守ろう・陸の豊かさを守ろう」につ

いて研究を実施しています。

大中山小学校は、「自然の美しさに感動し、ふるさとを愛する心を基盤に、地球温暖化などの環境問題に関心を持ち、環境保全に参加する態度及び環境問題解決のための能力を育成する」を目標に活動を実施しております。

七飯中学校につきましては、特に環境教育としては、テーマを設けず、各学年が1学期に興味を持った内容について研究しております。

大中山中学校は、「持続可能な未来の社会のために私たちができる地域貢献」をテーマに、大中山地区のごみ拾いや、プルタブ回収などのボランティア学習を中心に実施しております。

大沼岳陽学校については、「大沼学」をテーマに、「大沼に触れ、好きになる」「大沼を知り、誇りを持つ」。「地域での学びを未来へ」として、郷土の地理や歴史、観光、そして農業について学習をして、義務教育学校として、9年間のカリキュラムで実施しています。

大沼岳陽学校鈴蘭谷分校でございますけれども、「大沼の植生・大沼の自然観察」をテーマに、植物採種や大沼の自然観察などを実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 生涯教育課長。

○生涯教育課長（竹内圭介） それでは、私のほうからは、劇団四季「こころの劇場」についてでございますけれども、視聴した作品でございますけれども、若山議員がおっしゃったように、「人間になりたがった猫」ということで、劇団四季の作品の中でもとても人気の高いファミリーミュージカルということでございます。

実施の状況なのですが、まだ完全に把握できていないのですけれども、ほとんど視聴期間の中で各学校は視聴されていると思いますけれども、大沼岳陽学校の分校について、コロナの関係で期間内で視聴できなかったようで、そちらについては、再度視聴できるかどうか、現在、劇団四季といろいろとやり取りをさせていただいておりますが、それ以外は、恐らく全部視聴されていると思います。

3、4校程度、感想の部分について、お話し

できる機会があったので聞いてみたのですけれども、児童の部分の感想でいう、いろいろなキャラクターが出てきて楽しかったですか、見ていて、歌が上手で演技力もすごくてびっくりしたとか、ダンスも上手だったとか、そういうような意見で、子供たちも食い入るように視聴していたということで、学校の先生のほうも、子供たちが本物に触れるような機会があったととてもよかったというお話でございました。

コロナ禍でいろいろ行事等が縮小されている中で、こういう演劇とかが視聴できたというのは、とても子供たちの刺激になったのではないかという御意見でございました。

ただ、中には、「こころの劇場」、令和元年、3年前にも行っているのですけれども、その際は、文化センターで行っておりまして、今回はコロナの対策ということで、リモートでの視聴になりましたけれども、本来であれば文化センター等のステージで、生のミュージカルを見せるというのが本来の事業目的でございますので、それを見た教員から、やはり生のほうが迫力があってよかったというお話もございました。

劇団四季のほうも、コロナが落ち着いたなら、リモートではなくて、やはり劇場での公演をやりたいということでお話もしていましたので、次回の実施、もしできる際には文化センターなどで生の演劇を見せられればよいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 大変丁寧に説明いただきました。ありがとうございました。いろいろやっているのだということで、頑張っていたきたいと思います。

カーボンニュートラルを目指す町として、学校側がSDGsでいろいろ子供たちが頑張るといのは非常に心強いことだと思うのです。

1点だけ、最後に、時間がないのであれなのですけれども、時間外在校時間等公表について、我々も民間のときに銀行なんかで、6時になったら帰れと、申請を明日出さなければいけ

ないのに、帰れということで、持って帰るみたいなことがあるのですけれども、一律のあれではなくて、しっかり事情を勘案した上での対応をお願いしたいと思うのですけれども、そのところを答弁を最後をお願いしたいと思いません。

○議長（木下 敏） 教育長。

○教育長（與田俊樹） まず最初に、学校現場が今非常に忙しい状況にあるということで、それをこういう場で、地域の方も含めて、私どものほうから発言する機会を与えていただいたこと、心から感謝したいと思います。

今おっしゃったように、勤務時間縮減だけを目的としてしまうと、先生方は持ち帰り残業をしてしまう可能性があるのも、実質的な労働時間が減らないという状況もあります。

ただ、先生方が思っているのは時間の問題ではなくて、子供たちの教育の質を高めたいというのが根底にあります。その質を高めるためにはどうしたらいいのだということなのですけれども、その質を高めるための時間が今非常に少ないと。これはいろいろなことがあります。世の中変わってきていますから。ですからその点を少し整理をして、本来子供たちのために何が必要で、何が必要でないのかということをしつかりとそれぞれの学校で検討しながらやっていただきたいと。

その一つが、今、町のホームページを開くと教育委員会がだ一つと出ますけれども、学校の情報を常時提供しております。提供することによって地域の皆さん方、保護者の皆さん方が学校の実態について、今まで以上に理解を深めていただけるのかなと。

この勤務時間についても、公にすることによって、個々については分かりませんが、先生方はこんなに忙しいのだという共通理解を持ってもらえれば、お互いに、先生方が子供たちに向く時間を増やすためにどうしたらいいのだということを検討するような状況になれるのだと思いますし、その仕掛けをコミュニティスクールという中でやっているという状況でございます。

そういう意味では、働き方改革というのは、前段に申し上げましたけれども、勤務時間を縮減するということが目的ではなくて、そうしたいと。ただ、結果としては、そのことによって子供たちの教育の質を上げるということで、縮減というものがあるのだということ、教育委員会としては取り組んでおりますので、ぜひ議員の皆さん方も御理解、御協力いただければと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 通告順に発言を許します。

江口勝幸議員。

○14番（江口勝幸） 通告に従い、1問質問させていただきます。

七飯町町有バスあかまつについて。

今、七飯町で使用されている町有バスあかまつは、多くの町民の皆様に御利用されており、町内にある各団体等の方々に地域のコミュニケーションが取れる上、活動の場が広がるというメリットがあります。

しかし、一部の歩行困難な方や身体に障害を持った方には、介助があったとしても乗り降りが困難で、バスを利用することが難しい現状にあることを踏まえて、次の2点について伺いたい。

一つ、町内でのイベントや旅行の際、歩行が困難な方や車椅子を利用されている方への対応措置はどのようにしているのですか。

2、昇降機を設置した町有バスを導入する計画はあるのですか。

以上です。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝） それでは、町有バスあかまつについてお答えしてまいります。

まず、1点目の歩行が困難な方や車椅子を利用されている方への対応措置についてですが、現在の運用としましては、歩行困難な方などが乗車される場合は、原則介助ができる方と一緒に同乗していただき、バスの乗り降り、バス内での移動や走行中の体の安定などを補助していただくというような対応となっております。

また、議員のおっしゃるような、介助があったとしても乗り降り等が困難な場合につきましては、町内で言いますと、七飯町社会福祉協会にてリフトつきワゴン車の貸出しを行っておりますので、利用者の安全のためにもそちらを御利用していただくようお願いすることとなります。

次に、2点目の昇降機を設置したバスを町において導入する計画についてですが、現在のところございませんが、今後につきましては、あかまつのバスの運転手に福祉運送サービス運転者向けの講習を受講させるなど、そういったニーズに可能な限り対応できるように努力してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 江口勝幸議員。

○14番（江口勝幸） 1番目の再質問ですが、介助をできる方と一緒に同乗していただくことですが、各イベントや旅行の際、毎回介助する方が同乗してもらえるのかということが気になるところです。

今までは、新型コロナウイルス感染症の影響でいろいろなイベントが減っていましたが、ここ3年ぶりにイベントが開催されるということが多く見受けられます。その中で、町有バスに乗って団体で気軽に出かけることができる、安心して乗ることができる環境。足腰が悪くても不安がらず、我慢せず、バスに乗れるような状態というのを考えていきたいものですから、七飯町としてのお考えをお聞かせください。

障害のある方や足腰の弱い方が町有バスを利用する際に、町としての支援や準備等のお考えはあるのかということをお聞きします。

町有バスあかまつの運転手に福祉運送運転者向けの講習をしていただくということで、町民の方が安心して町有バスを御利用できる環境を考えてくれたということで理解できたのですが、私の身の回りで足腰の不自由な方とか、身体に障害を持っている方がいる中で、聞こえてくる声は、リフトとか昇降機がないバス、町で所有するバスでの団体旅行とかイベン

トに参加するのを我慢してるということを聞くのです。そんな中で、気軽に誰でも使うことができる町有バスとして、町では昇降機設置の必要性に関してどのようなお考えがあるか、お聞かせください。

以上です。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝） 毎回介助の方が同行できるのかということなのですけれども、確かにそういった方の確保が難しい場合も考えられます。もし不安がある場合は、事前に、あかまつバスが空いているときに一度バスのほうを確認していただいて、実際に乗り降り等をしていただいて、これだったら大丈夫だとか、これだったらちょっと難しいというのを判断していただくことも可能となっております。

あと、そのほかの支援や準備としては、繰り返しになりますけれども、運転手のほうに福祉運送サービス運転者向けの、これは乗り降りの介助の講習なのですけれども、そういうものを含めた講習を受講させるという対応でございます。

最後に、リフトのついたバス導入の関係ですけれども、今現在、あかまつ2台あるのですけれども、どちらも平成23年、24年頃に取得しております。走行距離も12万キロと15万キロということで、バスとしては、まだまだ更新の時期等は迎えていないかと思っております。

参考までに、金額が1台当たり2,600万円から2,700万円の価格のものでございました。こちらをリフト付きのバスに更新することは現在それほど、町としては、多くの町民の方からそういう要望を多くいただいているわけではございませんので、更新して新しいリフトを設置したバスを導入する方向というのは現在のところはないと考えております。

以上です。

○議長（木下 敏） 江口勝幸議員。

○14番（江口勝幸） 1番目のほうは分かりました。

リフトの必要性、誰でも乗れるという感覚で

は、用意していただきたいと。1人残さずという形はおかしな話ですけれども、町のサービスを受けやすい状況をつくっていただけるということ踏まえて、町民の声を聞くという姿勢が杉原町長の話もお聞きしたと思います。町長は今、町有バスのリフトについて必要があるか、ないかということをお答え願います。

以上です。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 今現在運行しておりますあかまつ、2台ございます。万が一、駒ヶ岳が噴火したときだとか、防災のときに大沼から移動してくるとか、そういう部分も含めて、直接町のほうで所有して、万が一のことに備えていると。そういう部分で使っていないときには、町民の皆さん、各種団体のほうにお貸しして、コミュニケーション、町内会だとか各種サークル活動にバスをお貸ししているということで今運用しておりますけれども、そういう意味で、情報防災課長が答弁しているとおおり、今お貸しするに当たっては、各種団体のほうで乗る方の部分に配慮していただいて、運行しているという状況なので、その部分につきましては、これからの社会も含めて、運転手のほうにも福祉の講習を受けていただいて、そういう受け入れ態勢を整えていきたいと思っております。

障害者といっても車椅子のだけの方が障害者ではなくて、病気の方でも足腰の弱っている方だとか、そういう方々も外出する機会をつくりたいというのは私たちも同じ思いであります。

しかしながら、バスを購入するとなると、なかなか財源も大変だということもありまして、今現在のは10年くらい使用しておりますが、まだまだ利用できる状況にありますので、バスの次の更新、何年先になるか分かりませんが、そういう意味では、時代も進んでいきますから、そういうものも考慮しながら考えていきたいと思っておりますし、バスの運用の中で工夫しながら対応していきたいと今はそういう状況で考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） 以上で、一般質問を終わります。

延 会 の 議 決

○議長（木下 敏） この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、延会することに決定いたしました。

延 会 宣 告

○議長（木下 敏） 本日は、これをもって延会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時03分 延会